

平成 30 年 1 2 月 1 9 日

## 財 務 定 期 監 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	岸 本 義 一
同	吉 田 基 毅
同	坊 池 正
同	平 木 博 美

地方自治法第 199 条第 1 項, 第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した平成 30 年度財務定期監査について, 同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### I 監査の概要

#### 第 1 監査の対象

下記の局室における主として平成 30 年 3 月 1 日から 7 月 31 日までに執行された財務事務, 経営に係る事業の管理及び行政事務を監査の対象とした。

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 市 長 室     | 秘書課  |
|             | 国際部 国際課  |
|             | 広報戦略部 広報課, 広聴課   |
| 2 会 計 室     | 会計課  |
| 3 企 画 調 整 局 | 政策企画部 企画課, 都市戦略研究室, 調整課, 政策調査課,<br>交通政策課, 産学連携課, 東京事務所 |
|             | 地域ビジョン部 未来都市推進課  |
|             | 情報化戦略部   |
| (医療・新産業本部)  | 企業誘致部 企業立地課  |
|             | 医療産業都市部 調査課, 推進課, 誘致課                                  |
| 4 消 防 局     | 総務部 総務課, 職員課, 施設課                                      |
|             | 予防部 予防課, 査察課, 危険物保安課                                   |
|             | 警防部 警防課, 司令課, 救急課, 航空機動隊                               |
|             | —— 市民防災総合センター  |
|             | 消防署 (東灘, 灘, 中央, 兵庫, 北, 長田, 須磨, 垂水, 西, 水上)              |
|             | 総務査察課 <sup>(※)</sup> , 消防防災課 <sup>(※)</sup> , 北神分署     |
|             | (※水上は除く)   |

5	交 通 局	経営企画部	総務課，職員課，営業推進課
		自動車部	市バス運輸サービス課，市バス車両課， 石屋川営業所，中央営業所，垂水営業所
		高速鉄道部	地下鉄運輸サービス課，施設課，電気システム課， 地下鉄車両課，運転統括所，駅務統括所

## 第2 監査の期間

平成30年7月25日～平成30年12月19日

## 第3 監査項目及び着眼点（監査対象）

### (1) リスク・アプローチによる監査項目及び着眼点，監査の方法の設定

重点監査項目は，平成29年度の財務定期監査で統制の薄さに起因すると思われる発見事項が様々であったこと，調定をはじめ債権管理は全庁的に裁量を統括する部署はなく各所属が裁量の主体としている内部統制の状況を踏まえ，債権の管理状況とした。

### (2) 監査項目及び着眼点（監査対象）

#### ア 監査項目

財務事務では，収入，支出，契約，現金及び有価証券の出納・保管，財産（公有財産，物品，債権，基金）管理，公の施設の管理を監査項目とした。

経営に係る事業の管理では，対象の局で発見されるものを監査項目とした。

行政事務では，準公金，IT（情報資産の構成管理，情報システムに係る情報セキュリティ対策），内部統制の制度・運用を監査項目とした。内部統制については，制度面に関しては内部統制システムの構成要素のうち「統制環境」を監査項目とし，運用面に関しては平成30年度財務定期監査で適用した内部統制上のルールを監査項目とした。

#### イ 着眼点

- ・財務事務は，会計規則等に基づき適正に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理は，次の着眼点に照らして適切に行われているか。
  - ①事業は，経済性，効率性，有効性を十分考慮されているか（3E監査の観点）。
  - ②事業の品質管理は適切に行われているか。
  - ③他の会計との経費の負担区分は適切か。
- ・準公金は，準公金会計処理要綱等に基づき適正に管理されているか。
- ・情報資産は，ソフトウェア資産管理基準等に基づき適正に管理されているか。
- ・情報システムに係る情報セキュリティ対策は，情報セキュリティポリシー等に基づき適正に行われているか。

- ・内部統制は制度面・運用面から次の着眼点に照らして適切に行われているか。
  - ①「統制環境」は、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の要素の基礎をなす基盤として適切か。
  - ②「平成30年度財務定期監査で適用した内部統制上のルール」は、目的に合っているか、根拠があるか、時代適合性があるか、有効か、無駄がないか、余分なことをさせていないか。

## 第4 監査の方法

### (1) 考え方

#### ア 不正への対処

地方公共団体は財務事務も含め広範な裁量を有しており、地方公共団体の監査では裁量を確認する監査を尽くしていく。地方公共団体の事務では、民間企業とちがい売上を過大に計上したり粉飾決算をする動機はまず働かない。また内部通報は、行財政局総務部総務課監察係にもたらされるので連携して対処する事はあっても監査が直接応える状況はない。

しかし事務がこなせないため放置したり、隠したり、面倒を回避するために辻褄をあわせるために虚偽を重ねたり、公的な外形を整えて個人的な利益のために行動するという可能性があるので、このような不正はないか通常の監査の中でも確認する。

#### イ 適正性の判断

適正に行われていない事務（不適正な事務）とは法令等に違反する一定のものであるが、指摘事項は監査委員が取り上げて、問題を具体的に摘示し組織として解決すべき課題を明確にすることにより、事務の改善につなげていくものであることから、単に法令等の違反に該当するから指摘されるのではなく、結果の持つ違法性と行為態様・非難可能性（許されない・非難できる）を踏まえ何が指摘されなければならない不適正かを整理して指摘していく。個人レベルで発生する実害の乏しい間違いかどうか、監査・当局ともに、その発生を防ぐ工数的な負担をかけるのかどうかも考慮して考える。

#### ウ 監査技法の工夫

抜き打ちの手法は、23年度は行政監査で、28年度は公金の現金収納について、29年度からは未処理文書について実施している。

業者情報の照合については、23年度の行政監査で行ったが、専決調達事務処理では、発注書、業者納品書を双方で共有しており現在はその必要性は低いと考えられる。しかし、実査の過程で不正を示唆する状況を認識する場合はじめ、前提として把握した事象や環境等が変化した場合、事前のリスク評価に重大な影響を与える場合のような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて関係者調査を実施するなどの計画を追加で立案する。

#### エ ペーパーレス監査の実施

平成28年8, 10, 12月に順次電子決裁の利用範囲が拡大され電子決裁が原則となったことを受けて、平成29年度財務定期監査より従来実施していた紙による監査に替えて、監査事務局各職員PCで文書管理・電子決裁システムに集積された起案文書データを検証するとともにシステムで個別のデータも閲覧（ペーパーレス監査）している。監査が入るからといって所属に新たに紙を印刷させない。

#### オ ルール自体の適切化への対応

正直な処理が適正な処理であるという道筋を追求する。過剰な、でも形を整えてあればいいと

いうルールでなく、最低限で工数をかけない、でも守るルールを追求する。それにより、根拠に基づいて仕事をする仕組みを確保する。

そのために、実査で疑問に思うものを持ち帰って答えを探す監査を実施する。

(2) 財務定期監査の意義に即した実施

監査項目を各局共通・横断的に確認していく。

実証手続は詳細テスト(\*1)で行い、詳細テストは特定項目抽出(\*2)による試査により抽出した書類の確認、関係職員への質問、実査で行う。

\*1：監査対象の正否を証拠によって個別具体的に確認する手続。

\*2：金額の重要な項目、潜在的に誤謬を含む可能性の高い項目、誤謬が存在するとすればその影響が大きい項目などの特定の項目を設定し、母集団からその一部を抽出すること。

## Ⅱ 監査の結果（各局別）

### 第1 市長室

#### 1 監査の結果

監査の結果，事務処理は適正に行われているものと認められた。

## 第2 会計室

### 1 監査の結果

監査の結果、事務処理は適正に行われているものと認められた。

### 第3 企画調整局

#### 1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

#### ○ 指摘事項

##### (1) 収入に関する事務

##### ア 収入の所属年度を適正に区分すべきもの

納期の一定している収入の所属年度については、地方自治法施行令第142条第1項第1号、第2項に定めがある。

それによると、納期の一定している収入の所属年度は、法令等又は契約によってあらかじめ定められている納期の末日の属する年度である。

収入の所属年度に関して次のように平成29年度に納入された土地賃料を平成30年度歳入に振り替えていた事例があったが、契約書で定める納期の末日からすると平成29年度の歳入であり、平成30年度歳入に振り替える理由はない。

地方自治法施行令どおり、平成29年度歳入とするべきである。

① 高度計算科学研究支援センター土地賃貸借契約において、4月～6月分の賃料の契約書上の納期は3月31日となっている。平成30年4月～6月分の賃料4,919,913円について、平成30年2月26日に調定後、納期限を平成30年4月2日として相手方に納入の通知を行い、平成30年3月9日に納入があった。当該収入について、平成29年度歳入から平成30年度歳入へ振り替える処理を行っていた。(推進課)

② 神戸低侵襲がん医療センター土地賃貸借契約において、4月～6月分の賃料の契約書上の納期は3月31日となっている。平成30年4月～6月分の賃料4,375,000円について、平成30年3月20日に調定後、納期限を平成30年4月2日として相手方に納入の通知を行い、平成30年3月29日に納入があった。当該収入について、平成29年度歳入から平成30年度歳入へ振り替える処理を行っていた。(調査課)

##### イ 委託料と違約金を相殺する際に歳出・歳入額の計上を適正に行うべきもの

「神戸におけるナイトタイムエコノミー振興に関する調査・分析業務」委託契約（契約期間平成29年9月22日～平成30年3月31日）において、契約期間中に相手方事業者から契約解除の申し出があり、履行の見込みがなかったことから委託料と違約金の精算手続を行っていた。精算内容は次のとおりである。

引取りを認めた出来高履行部分の相当代金を1,322,350円と算定し、契約に従い契約開始直後に前金払として支払い済みの委託料1,247,500円との差額74,850円を追加で支払うべき委託料とした。一方、契約解除にかかる違約金は、委託契約約款第25条第4項、第10条の

規定から、当初契約金額 2,495,000 円の 100 分の 3 相当の 74,850 円とした。追加で支払うべき委託料と徴収すべき違約金を相殺すると、差し引き 0 円であった。当該契約に関して決算では、歳出額については前金払をした 1,247,500 円のみが計上されており、歳入額については違約金 74,750 円が計上されていない。(政策調査課)

地方自治法第 210 条は「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」としており、現実の現金のやり取りにおいては相殺しても、帳簿上歳出と歳入は相殺することなくすべて計上しなければならない。

委託契約約款第 25 条第 4 項は「違約金として、前項に規定する相当代金から控除する」としておりこれに基づいて処理したとのことであるが、控除の仕方については「委託契約 記載例及び解説」(平成 29 年 4 月行財政局財政部契約監理課)に解説がある。そこでは、「委託金額の支出命令とともに歳入決議・納付書を会計室に回議すると、納付書の金額を局室区の雑入に入れて、差額が相手方の口座に振り込まれる(相殺するのではなく、歳入及び歳出にそれぞれ計上される)。 」とされている。

本件については、74,850 円分の振替処理(歳出増、歳入増)を行うことにより、履行相当代金 1,322,350 円を歳出額に、違約金 74,850 円を歳入額に計上するべきである。

## (2) 財産管理に関する事務

### ア 財産に関する調書の「出資による権利」の記載を適正に行うべきもの

平成 29 年度決算書における財産に関する調書の「出資による権利」に、「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出えん金」とする項目の記載がある。(調査課)

決算においては、公有財産について地方自治法施行規則第 16 条の 2 で定められた様式「財産に関する調書」に記載することとなっている。公有財産の範囲・分類については地方自治法第 238 条第 1 項に定めがあるが、この第 1 項第 7 号に位置付けられた「出資による権利」の「出資」には、株式会社の出資の外、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の拠出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 157 条に規定する財産の拠出も含まれるとされている(逐条 地方自治法(榊学陽書房))。

「公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出えん金」については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条の規定による基金の拠出には該当しない。これは、当該規定は、社団法人に関する規定であり、財団法人である先端医療振興財団には適用がないからである。また、出えんに伴う何らの権利も有していないので、「出資による権利」から削除するべきである。



## 第4 消防局

### 1 監査の結果

消防局は今年度の財務定期監査の対象局となったことをとらまえて、局内の研修として、過去の監査指摘事案の課長研修、財務事務等についての実務者研修を開催し、事務処理の向上に取り組んでいる。

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部に次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

#### ○ 指摘事項

##### (1) 財産管理に関する事務

###### ア 現金を適正に管理するべきもの

実査日（平成30年10月9日）に、金庫内に現金19,751円があった。現金が入った封筒によると、平成23年度の兵庫県下消防長会開催の警防事務担当者会議の残金44,380円から以下の24,629円の使用を経た残金であった。

[24,629円の使用内容]

- ・第42回大都市警防担当部課長会議での使用 16,277円
- ・平成25年7月18日兵庫県下消防長会警防事務担当ブロック代表者会議のお茶代 3,125円
- ・職員出張旅費の一時立替（平成25年9月21日に20,000円出金、平成25年10月22日に20,000円返金）
- ・平成30年9月7日兵庫県下消防長会警防事務担当者会議の用紙代 5,227円

（警防課）

兵庫県下消防長会は、消防本部を設置する県下自治体消防相互の緊密な連絡と調整をはかり、消防諸般の問題について研究討議し、消防行政の改善と向上発展に寄与することを目的（兵庫県下消防長会会則第3条）とする会である。会長は神戸市消防局長であり、事務局は会長所在地の消防本部に置く（同会則第2条）ことから、事務局は神戸市消防本部である。この会の経費としては、会議の経費その他臨時的経費はそのつど徴収（同会則第16条）し、事業に関する経費は分担金、会費その他これら資金から生ずる収入が充てられている（同会則第17条）。

聞き取りによると、平成25年度以降開催の事務担当者会議の運営経費は使途を限定し、毎年度資金の残金を会に返金しているが、平成23年度当時は事務担当者会議の資金の精算方法の定めがなく、警防課で残金を現金で保管し、用途を考えながら使用していたとのことである。

しかし、兵庫県下消防長会の現金であるにもかかわらず、兵庫県下消防長会ではない大都市警防担当部課長会議に使用したり、公費の旅費に一時的に立て替えていた。

適正に管理するべきである。

○ 意 見

(1) 専決規程と実態の違いについて

消防局部長以下専決規程の規定と実態に違いがある事例があった。

決裁区分の簡素化が全市で進められている。消防局部長以下専決規程別表第2に定める決裁権者の決裁額を上げるなどの対応をとられたい。

ア 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際消防救助隊の出動要請に対応できるよう、神戸市の出動当番である毎月15日～18日に準備金826,100円を現金で保管するため、総務課長に資金前渡している。実際の使用は、平成11年8月のトルコ地震での災害救助活動以来ない。

資金前渡に当たっては、平成30年度当初にひと月の準備金額の積算根拠、管理方法、1年間の総額(9,913,200円(826,100円×12ヶ月))等について局長決裁を得ている。また、毎月当月分826,100円の一般支出負担行為書等及び支出命令書について課長決裁を得て、資金前渡している。

副市長以下専決規程別表第2「前渡金」及び消防局部長以下専決規程別表第2「前渡金」では、消防局長は100万円以下の専決権限が与えられており、100万円を超える場合は副市長決裁となる。

年度当初の局長決裁は方針決裁として副市長以下専決規程別表第2「前渡金」は適用せず、毎月の決裁を現行の消防局部長以下専決規程別表第2「前渡金」を適用すると、毎月課長決裁ではなく局長決裁が必要となる。(総務課)

イ 1万円以下の講師のタクシー使用料の立替払について、市民防災総合センター長決裁で支出していた。

消防局部長以下専決規程別表第2のセンター長の決裁区分は、専決規程第3条第2項より、所属長共通の決裁区分に属する事項に関することとされている。また、別表第2の「立替払金」は、交通ストライキによる交通費が全て所属長共通、1万円以下が部長及び消防署長共通、1万円を超えるものが局長の決裁区分とされている。市民防災総合センターは部に所属しておらず所管部長がいないことから、現行の消防局部長以下専決規程を適用すると、交通ストライキによる交通費以外の立替払についてはセンター長決裁ではなく局長決裁が必要となる。

(市民防災総合センター)

(2) 警防規程に基づく非常招集等による交通費の支給について

職員に対して支給する給料、手当及び旅費は、額並びに支給方法は条例で定めなければならないとされており(地方自治法第204条第3項)、市では旅費の支給について旅費条例を定めている。

旅費条例では、法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合も旅費の対象としている。平成30年7月1日に神戸市防災指令規程及び旅費条例等運用方針が改正され、防災指令発令時の交通費について、一定要件を設けた上で「その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合」とすることが明記された。また、このことは行財政

局と危機管理室の連名の平成 30 年 6 月 29 日付の通知で全市に知らされた。

消防局には、神戸市防災指令規程に定める防災指令と警防規程に定める非常招集、災害現場指揮及び庁外出務のための交通費を支給するための「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」（平成 6 年 4 月 1 日施行）がある。要綱では、自家用交通用具を利用した職員に対して支給する交通費は、往復路の燃料費及び往路の有料道路通行料とされ、燃料費の算出方法は、1km 以上 10km 未満が 100 円、10km 以上 20km 未満が 200 円、20km 以上 10km 増す毎に 100 円加算するとされている。旅費条例では、車賃は 1km につき 37 円で、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額によるとされている。

平成 30 年 6 月 29 日付の通知を受けた後は、神戸市防災指令規程に基づく防災指令と警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費について同様の取扱いとすることを、平成 30 年 7 月 9 日付の総務課長通知で消防局内へ知らせ、平成 30 年 7 月 1 日からこの取扱いを行っている。平成 30 年 7 月 9 日付の通知では防災指令と非常招集の発令だけが対象として記載されているが、要綱ではこれら以外にも災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給も対象としている。

警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費の支給は、旅費条例等運用方針に位置付けられていない。防災指令発令時の交通費と同様に扱うために、警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費も旅費条例等運用方針に位置づけられたい。あわせて、災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給についても、必要に応じて旅費条例等運用方針に位置づけて運用されたい。（総務課）

「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」に基づく自家用交通用具を使用した場合の交通費の支給は平成 30 年 7 月 1 日以降行っていないとのことであるが、要綱を保有していると、要綱を適用した交通費を支給して条例に違反してしまうことも考えられる。要綱そのものの整理も検討されたい。（警防課）

#### [関係規定]

##### ・旅費条例

（旅費の支給）

##### 第 3 条

4 前 3 項の規定に該当する場合を除く外、法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

（旅費の種類）

##### 第 6 条

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

（車賃）

第 13 条 車賃の額は、1 キロメートルにつき 37 円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額による。

・旅費条例等運用方針（平成 30 年 7 月 1 日改正）

条例第 3 条関係

第 4 項「その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合」とは、防災指令規程第 10 条 1 項及び 3 項に該当する場合とする。なお、防災指令 10 条 1 項 3 号「所属長が必要と認める場合」に支給することができる旅費の種類は、鉄道賃・車賃に限る。

・神戸市防災指令規程（平成 30 年 7 月 1 日改正）

（配備職員への旅費の支給等）

第 10 条 防災指令の発令により配備につこうとし、又は配備の終了により帰宅しようとする職員（以下「配備職員」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、旅費を支給することができる。

- (1) 通勤に利用する交通機関の運行又は運航が終了していることを理由として、当該交通機関以外の交通機関を利用する場合
- (2) 通勤に利用する交通機関が途絶していることを理由として、当該交通機関以外の交通機関を利用する場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める場合

3 配備職員が自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具を使用した場合において、前項各号のいずれかに該当するときは、車賃を支給することができる。

・防災指令及び非常招集発令等によるタクシー利用料金等支給要綱（平成 6 年 4 月 1 日施行）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、神戸市防災指令規程（昭和 43 年 4 月訓令甲第 1 号）に定める防災指令、警防規程（平成 2 年 3 月消訓令第 5 号）に定める非常招集、災害現場指揮及び庁外出務のため（以下「非常招集等」という。）、タクシー又は自家用交通用具（以下「タクシー等」という。）を利用した職員に対し、タクシー料金又は自家用交通用具使用経費（以下「タクシー料金等」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（自家用交通用具使用経費の支給）

第 6 条 非常招集等により、職員が自家用交通用具を使用して参集したときは、5 日以内に様式第 1 に定める自家用交通用具使用経費申請書に必要な領収書を添付して、往復路の燃料費及び往路の有料道路通行料の支給を所属長あて申請するものとする。

2 前項に定める燃料費の算出方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1km 以上 10km 未満 100 円
- (2) 10km 以上 20km 未満 200 円
- (3) 20km 以上 10km 増す毎に 100 円加算する。

## 第5 交通局

### 1 監査の結果

監査の結果、事務処理は適正に行われているものと認められた。



**財政援助団体等監査結果報告**  
〔公益財団法人 神戸国際協力交流センター〕

神戸市監査委員	岸 本 義 一
同	吉 田 基 毅
同	坊 池 正
同	平 木 博 美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

## 1 監査の対象

公益財団法人神戸国際協力交流センター（以下「センター」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成29年度執行の事務

## 2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

## 3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 団体の概要

### (1) 設立の趣旨

センターは、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的として、平成5年7月に財団法人神戸国際協力センター

一として設立された。その後、解散した財団法人神戸国際交流協会から、平成11年4月に国際交流及び留学生支援に関する事業を引き継ぎ、財団法人神戸国際協力交流センターに名称を変更し、平成24年4月に公益財団法人に移行した。

## (2) 本市との関係

### ① 出捐

センターの基本財産は、3億円であり、本市が全額を出捐している。

### ② 財政援助

平成29年度は、補助金として、国際協力事業、国際交流事業等に1億5,005万円、神戸・上海経済港湾連絡事務所運営事業に3,166万円及び神戸・天津経済貿易連絡事務所運営事業に2,672万円を交付している。

### ③職員数

平成29年度末の職員数は19人であり、うち本市派遣職員は7人である。

## (3) 事業の概要

センターの所在地は、中央区浜辺通5丁目1番14号神戸商工貿易センタービル2階である。センターの事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の推移は、第1表のとおりである。

### ① 国際協力事業

#### ア 国際協力調査事業

将来の経済交流につながる国際協力、及び「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、カンボジアにおける教育支援による人材育成の取組みに向けた現地調査を実施した。

#### イ 国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業

ベトナム・ハナム省職業訓練短期大学における日系企業のニーズに対応した教育内容・指導体制を構築するため、同大学の教員を対象とした研修員の受け入れや専門家の同大学への派遣など、ものづくり人材育成事業を実施した。

#### ウ 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

国際協力機構（JICA）より、コミュニティ防災研修・アフリカ地域市場志向型農業振興研修・災害に強いまちづくり戦略研修・中米防災対策研修及びイラン地方自治体における防災能力強化研修を受託した。

### ② 国際交流・多文化共生事業

#### ア 神戸国際コミュニティセンター（KICC）の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧サービス、国際交流団体への貸会議室の提供などを行った。

#### イ 市民レベルの国際交流事業



神戸市を中心に活動している国際協力・国際交流団体が相互連携と交流を深めるための「神戸国際交流フェア」を開催したほか、外国人市民と日本人市民が英語で意見交換する「神戸コミュニティフォーラム」、及び多文化交流会を開催した。

ウ 国際化推進助成

国際協力・国際交流事業を行う団体が主催する市民啓発等を目的とした事業と外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行った。

エ 日本語教室の開催支援

東灘区と長田区において、民間の国際協力、国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行った。

③ 留学生支援事業

ア 奨学生事業

本市からの受託事業として留学生奨学金を支給する留学生の選考を行ったほか、市民との交流機会の提供や奨学生への情報提供などを行った。

イ 留学生住宅の提供

市内の大学に在籍する留学生に対し、住宅を借り上げ、低廉な家賃で提供した。

ウ 文化施設見学支援

センターと市内の公立及び民間の文化、社会教育施設等が連携し、留学生とその家族が無料で施設見学ができる「はっぴいめもりーパス KOBE」を発行した。

エ 就職活動の支援

神戸市海外ビジネスセンターとの共催により、市内企業と留学生が意見交換や交流を行う「グローバル経営塾」を開催したほか、企業ブースを設置してプレゼンテーションや面談の場を提供する「外国人留学生のための就職フォーラム」を開催した。

オ 大学の同窓会組織との連携強化

海外にある神戸大学留学生同窓会等と連携し、センターの留学生支援施策や神戸の最近の状況について情報提供し、神戸にゆかりのある留学生とのつながりの強化を図った。

④ 海外事務所の運営事業

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施した。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平 成 2 9 年 度	平 成 2 8 年 度	対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率 (%)	
国 際 協 力 事 業					
国 際 協 力 調 査 事 業					
国 際 協 力 機 構 ( J I C A ) 草 の 根 技 術 協 力 事 業 ベトナム省におけるものづくり人材育成 事業	専 門 家 派 遣 数	2回	1回	1回	100.0
国 際 協 力 機 構 ( J I C A ) 国 内 研 修 受 託 事 業					
コ ミ ュ ニ テ ィ 防 災 研 修	参 加 者 数	6か国 8人	8か国 11人	△3人	△ 27.2
ア フ リ カ 地 域 市 場 志 向 型 農 業 振 興 研 修	参 加 者 数	15か国 36人	14か国 35人	1人	2.9
災 害 に 強 い ま ち づ くり 戦 略 研 修	参 加 者 数	8か国 8人	11か国 13人	△5人	△ 45.5
中 米 防 災 対 策 研 修	参 加 者 数	6か国 11人	6か国 12人	△1人	△ 8.3
イ ラ ン 地 方 自 治 体 に お け る 防 災 能 力 強 化 研 修	参 加 者 数	11人	—	11人	皆増
国 際 交 流 ・ 多 文 化 共 生 事 業					
神 戸 国 際 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー の 運 営	来 館 者 数	49,462人	48,128人	1,334人	2.8
情 報 取 集 ・ 提 供 事 業	情 報 提 供 数	10,063件	10,300件	△ 237件	△ 2.3
相 談 事 業 ( ワ ン ス ト ッ プ サ ー ビ ス )	相 談 件 数	461件	509件	△ 48件	△ 9.4
通 訳 翻 訳 支 援 事 業	通 訳 件 数	189件	290件	△ 101件	△ 34.8
国 際 交 流 ボ ラ ン テ ィ ア 事 業	登 録 者 数	759人	713人	46人	6.5
日 本 語 サ ー ト ー の ス キ ル ア ッ プ 等 育 成 事 業	参 加 者 数	112人	105人	7人	6.7
市 民 レ ベ ル の 国 際 交 流 事 業					
神 戸 国 際 交 流 フ ェ ア	参 加 団 体 数	57団体	54団体	3団体	5.6
多 文 化 交 流 会	参 加 者 数	141人	267人	△ 126人	△ 47.2
神 戸 コ ミ ュ ニ テ ィ フ ォ ー ラ ム	参 加 者 数	100人	81人	19人	23.5
国 際 化 推 進 事 業 助 成	助 成 件 数	14件	15件	△ 1件	△ 6.7
日 本 語 教 室 の 開 催 支 援	助 成 件 数	2団体	2団体	0団体	0.0
留 学 生 支 援 事 業					
奨 学 生 事 業					
奨 学 生 の 選 考	選 考 人 数	30人	30人	0人	0.0
奨 学 生 関 連 事 業	交 流 会 等 開 催 数	7回	6回	1回	16.7
留 学 生 住 宅 の 提 供					
家 庭 用 住 宅	入 居 戸 数	—	5戸	△5戸	皆減
夫 婦 用 ・ 単 身 用 住 宅	参 加 者 数	35室	60室	△ 25室	△ 41.7
文 化 施 設 見 学 支 援	発 行 枚 数	7,500枚	6,100枚	1,400枚	23.0
就 職 活 動 の 支 援	参 加 者 数	240人	110人	130人	118.2
そ の 他 の 事 業					
神 戸 ア ジ ア 交 流 プ ラ ザ の 運 営					
情 報 提 供	情 報 提 供 数	192件	473件	△ 281件	△ 59.4
語 学 サ ロ ン	参 加 者 数	29人	23人	6人	26.1
グ ロ ー バ ル セ ミ ナ ー	参 加 者 数	57人	73人	△ 16人	△ 21.9
市 民 国 際 交 流 講 座	参 加 者 数	25人	34人	△ 9人	△ 26.5
海 外 文 庫 読 書 サ ロ ン	参 加 者 数	23人	19人	4人	21.1
児 童 国 際 理 解 教 育	参 加 児 童 館 数	36か所	36か所	0か所	0.0

## (4) 経営状況及び財政状態

センターの会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

## ① 経営状況

経営状況は、第2表のとおりである。

第2表 比較正味財産増減計算書（総括表）

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	平成29年度		平成28年度		対前年度 増	対前年度 減	対前年度 増減率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>							
【 経常増減の部 】							
(1) 経常収益(a)	248,215	100.0	261,172	100.0	△ 12,956	△ 5.0	
① 基本財産運用益	1,934	0.8	1,934	0.7	0	0.0	
② 事業収益	36,936	14.9	43,044	16.5	△ 6,108	△ 14.2	
③ 受取補助金等 (うち神戸市補助金)	209,130 (208,450)	84.3 84.0	215,912 (212,952)	82.7 81.5	△ 6,781 △ 4,501	△ 3.1 △ 2.1	
④ 雑収益	214	0.1	280	0.1	△ 66	△ 23.7	
(2) 経常費用(b)	248,358	100.0	261,654	100.0	△ 13,295	△ 5.1	
① 国際協力事業費	52,321	21.1	53,410	20.4	△ 1,089	△ 2.0	
② 国際交流・多文化共生事業費	62,947	25.3	58,977	22.5	3,969	6.7	
③ 留学生支援事業費	48,707	19.6	59,840	22.9	△ 11,132	△ 18.6	
④ 海外事務所運営事業費	58,393	23.5	61,370	23.5	△ 2,977	△ 4.9	
⑤ 収益事業費	15,316	6.2	17,390	6.6	△ 2,073	△ 11.9	
⑥ 管理費	10,672	4.3	10,665	4.1	7	0.1	
当期経常増減額(A = a - b)	△ 142	—	△ 481	—	339	—	
【 経常外増減の部 】							
(1) 経常外収益(c)	—	—	—	—	—	—	
(2) 経常外費用(d)	0	—	0	—	0	50.0	
当期経常外増減額(B = c - d)	0	—	0	—	0	—	
当期一般正味財産増減額(C = A + B)	△ 142	—	△ 481	—	339	—	
法人税、住民税及び事業税(D)	129	—	133	—	△ 3	△ 2.3	
当期一般正味財産増減額(E = C - D)	△ 272	—	△ 614	—	342	—	
一般正味財産期首残高(F)	27,491	—	28,106	—	△ 614	△ 2.2	
一般正味財産期末残高(G = E + F)	27,219	—	27,491	—	△ 272	△ 1.0	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>							
当期指定正味財産増減額(H)	△ 680	—	△ 680	—	0	—	
指定正味財産期首残高(I)	309,081	—	309,762	—	△ 680	△ 0.2	
指定正味財産期末残高(J = H + I)	308,401	—	309,081	—	△ 680	△ 0.2	
<b>III 正味財産期末残高(K = G + J)</b>	<b>335,620</b>	<b>—</b>	<b>336,573</b>	<b>—</b>	<b>△ 952</b>	<b>△ 0.3</b>	

② 財政状態

財政状態は、第3表のとおりである。

第3表 比較貸借対照表（総括表）

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	平成29年度末		平成28年度末		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	372,598	100.0	363,898	100.0	8,699	2.4
I 流 動 資 産	39,104	10.5	31,273	8.6	7,830	25.0
1 現 金 預 金	21,865	5.9	19,161	5.3	2,703	14.1
2 未 収 金	16,464	4.4	11,212	3.1	5,251	46.8
3 前 払 金	775	0.2	899	0.2	△ 124	△ 13.9
II 固 定 資 産	333,494	89.5	332,624	91.4	869	0.3
1 基 本 財 産	300,000	80.5	300,000	82.4	0	0.0
(1) 投 資 有 価 証 券	299,944	80.5	299,935	82.4	9	0.0
(2) 基 本 財 産 引 当 預 金	55	0.0	64	0.0	△ 9	△ 14.0
2 特 定 資 産	31,245	8.4	31,907	8.8	△ 662	△ 2.1
(1) 什 器 備 品	0	0.0	123	0.0	△ 123	△ 100.0
(2) ソ フ ト ウ ェ ア	236	0.1	792	0.2	△ 556	△ 70.2
(3) 退 職 給 付 引 当 資 産	1,916	0.5	1,670	0.5	246	14.8
(4) 減 価 償 却 引 当 資 産	9,265	2.5	9,493	2.6	△ 228	△ 2.4
(5) 修 繕 積 立 資 産	2,000	0.5	2,000	0.5	0	0.0
(6) 財 政 調 整 積 立 資 産	9,661	2.6	9,661	2.7	0	0.0
(7) ア ジ ア 国 際 協 力 積 立 資 産	8,165	2.2	8,165	2.2	0	0.0
3 そ の 他 固 定 資 産	2,248	0.6	717	0.2	1,531	213.6
(1) 建 物 附 属 設 備	1,468	0.4	400	0.1	1,068	267.1
(2) 什 器 備 品	775	0.2	312	0.1	463	148.4
(3) 保 証 金	5	0.0	5	0.0	0	0.0
負 債 及 び 正 味 財 産	372,598	100.0	363,898	100.0	8,699	2.4
負 債	36,977	9.9	27,325	7.5	9,652	35.3
I 流 動 負 債	35,060	9.4	25,655	7.1	9,405	36.7
1 未 払 金	31,905	8.6	23,045	6.3	8,860	38.4
2 未 払 法 人 税 等	129	0.0	133	0.0	△ 3	△ 2.5
3 前 受 金	7	0.0	12	0.0	△ 4	△ 36.9
4 預 り 金	638	0.2	31	0.0	606	1,953.7
5 賞 与 引 当 金	2,379	0.6	2,433	0.7	△ 53	△ 2.2
I 固 定 負 債	1,916	0.5	1,670	0.5	246	14.8
1 退 職 給 付 引 当 金	1,916	0.5	1,670	0.5	246	14.8
正 味 財 産	335,620	90.1	336,573	92.5	△ 952	△ 0.3
I 指 定 正 味 財 産	308,401	82.8	309,081	84.9	△ 680	△ 0.2
1 受 取 補 助 金	236	0.1	916	0.3	△ 680	△ 74.2
2 寄 付 金	308,165	82.7	308,165	84.7	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000)	—	(300,000)	—	(0)	—
(うち特定資産への充当額)	(8,401)	—	(9,081)	—	(△680)	—
II 一 般 正 味 財 産	27,219	7.3	27,491	7.6	△ 272	△ 1.0
(うち基本財産への充当額)	(0)	—	(0)	—	(0)	—
(うち特定資産への充当額)	(20,927)	—	(21,155)	—	(△228)	—

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 4 表のとおりである。

第 4 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・コンプライアンス要綱及び施行細則	平成19年3月施行
	・公益通報取扱規程	平成21年3月施行
	・監事による監査	半期に1度実施
	・自主監査の実施	年1回実施 平成30年8月実施
	・コンプライアンス研修	年1回実施 平成30年8月実施
情報の保存及び管理	・文書規程	平成14年4月施行
	・個人情報保護規程	平成10年8月施行
	・特定個人情報取扱規程	平成28年1月施行
	・情報セキュリティポリシー	平成28年1月施行
	・情報セキュリティ研修	年1回実施 平成30年8月実施
損失の危険の管理	・情報セキュリティポリシー	平成28年1月施行
	・情報セキュリティ研修	年1回実施 平成30年8月実施
	・専用パソコンによる銀行口座へのアクセス	導入当初より
	・会計ソフト端末のオフライン化	導入当初より
	・ビルの防災訓練に参加	年2回実施
効 率 性	・中期経営計画	平成30年3月に策定。
	・予算の策定及び決算報告	予算・決算については、理事会において議案として供し、承認を得ている。また、決算については、評議員会においても同様である。
	・事務処理規則	平成5年7月に策定。

## 5 監査の結果

センターは、開発途上国を中心とする諸外国の都市に関する諸問題の解決に資するため、人材の受入や研修の実施、人材の派遣を行うとともに調査、研究、情報交換を行うことを通じて国際協力及び国際交流を推進している。今後も、さらに市民の理解を得ながら、より一層の国際協力、国際交流を総合的に推進されたい。

監査の結果、事業面では、国際協力事業、国際交流事業および留学生支援事業を推進し、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業について、補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

センターの出納その他の事務について、適正に処理されていると認められた。

センターにおいては自主財源に乏しく、事業の収入の大半を本市からの補助金が占めている状態である。また、財務諸表を確認すると、貸借対照表上における流動資産と流動負債の額はほぼ拮抗しており、財政基盤はやや脆弱である。そのため、補助金の交付時期及び金額によって現金預金が減少し、事業の遂行に影響を及ぼすことも考えられる。

センターにおいては本市とよく協議の上、事業を円滑に遂行できるよう資金繰りに対するリスク管理を行っていただきたい。

また本市所管局においても、補助金の支給時期及び回数等について柔軟に対応できるよう検討していただきたい。

### (1) 経営に関する事項について（第2表参照）

当年度の経常収益は2億4,821万円、経常費用は2億4,835万円で、当期経常増減額は14万円の減となった。

経常収益は前年度に比べ1,295万円（5.0%）減少している。これは、主として留学生家賃収益について提供戸数が減少したことによる。また、経常費用は前年度に比べ1,329万円（5.1%）減少しているが、これについても留学生支援事業においてすまいまちづくり公社からの借上げ住宅の減により使用料及賃借料が減少したこと等による。

経常費用が経常収益を上回る減少をしていることから、当期経常増減額は前年度に比べ33万円増加している。

当期経常外増減額は、経常外費用について什器備品の除却損失を計上した。

### (2) 財務に関する事項について（第3表参照）

当年度末の資産は3億7,259万円で、未収金の増等により前年度末に比べ869万円（2.4%）増加している。負債は3,697万円で、未払金の増等により、前年度末に比べ965万円（35.3%）増加している。正味財産は3億3,562万円で、指定正味財産の減により、前年度末に比べ95万円（0.3%）減少している。

## 凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。





## 財政援助団体等監査結果報告

〔公益財団法人 神戸いきいき勤労財団〕

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

公益財団法人神戸いきいき勤労財団（以下「財団」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成29年度執行の事務

### 2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

### 3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

### 4 団体の概要

#### (1) 設立の趣旨

財団は、市民、事業者と行政の連携と協力のもとに、中高年齢者に好適な職種、事業の調査及び開発、勤労者を対象とする生涯教育事業を実施し、もって高齢社会における勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和56年11月に財団法人神戸勤労福祉振興財団として設立された。その後、平成20年4月に高年齢者等の雇

用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づくシルバー人材センターに関する事業等を行う財団法人神戸市シルバー人材センターを統合し、平成 24 年 4 月に公益財団法人に移行した。

(2) 本市との関係

① 出捐

財団の基本財産は、3,000 万円であり、本市は全額出捐している。

② 財政援助

ア 補助金

平成 29 年度は、シルバー人材センター事業補助金として 3,875 万円、中高年齢者事業補助金として 3,360 万円を交付している。

③ 公の施設の指定管理

神戸市勤労会館の指定管理者として財団を指定している。また、神戸市立勤労市民センターについては、財団を含む 2 団体で構成する共同事業体を指定管理者として指定している。

神戸市勤労会館については、市民文化講座のあり方や、三宮再整備基本構想に示された新たなバスターミナルの整備予定地にあることから、今後、移転も含めたあり方について検討が必要となるため、指定期間を平成 30 年度から 2 年間延長している。

また、神戸市立勤労市民センターについては、平成 28 年度の包括外部監査において、勤労市民センター・区民センターの位置づけや講座事業のあり方を見直すべきとの指摘を受けたことにより施設のあり方について検討が必要となるため、指定期間を平成 30 年度から 2 年間延長している。

ア 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第 1 表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料

(単位 金額：千円)

	勤労会館	勤労市民センター ※1
指 定 期 間	平成 26 年度～平成 29 年度	平成 26 年度～平成 29 年度
指 定 管 理 料	7,475	358,191
(うち修繕費) ※2	(3,086)	(10,286)
利 用 料 収 入	66,645	159,116

※1 指定管理者は神戸いきいき勤労財団・コミュニティ・サポートセンター神戸共同事業体であり、代表団体が財団、その他の構成団体がコミュニティ・サポートセンター神戸である。

※2 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

イ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の総合評価(AAA, AA, A, B, Cの5段階評価)及び主な所見は第2表のとおりである。

第2表 総合評価及び主な所見

	勤労会館	勤労市民センター
総合評価※	A	A
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成状況については、未達成部分が多い。</li> <li>直前予約の5割減免の利用件数が伸びており、周知がされてきている。</li> <li>勤労者階層にスポットをあてて、社会的ニーズの調査を実施し、事業を練り直してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成状況については、未達成部分が多い。</li> <li>勤労者階層にスポットをあてて、社会的ニーズの調査を実施し、事業を練り直してほしい。</li> <li>勤労会館と勤労市民センターの関係を整理してほしい。</li> </ul>

※ 総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、Aは、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされているものである。

#### ④ 職員数

平成29年度末の職員数は96人であり、うち本市派遣職員は13人である。

### (3) 事業の概要

財団及び主な事業所の所在地は、第3表のとおりである。

第3表 財団等の所在地

事業所	所在地
財団（事務所）	中央区雲井通5丁目3-1
指 勤 労 会 館	中央区雲井通5丁目1-2
定 六 甲 道 勤 労 市 民 セ ン タ ー	灘区深田町4丁目1-39
管 兵 庫 勤 労 市 民 セ ン タ ー	兵庫区羽坂通4丁目1-1
理 新 長 田 勤 労 市 民 セ ン タ ー	長田区若松町5丁目5-1
施 別 館（ピフレホール）	長田区若松町4丁目2-15
設 垂 水 勤 労 市 民 セ ン タ ー	垂水区日向1丁目5-1
シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	
東 部 セ ン タ ー	東灘区魚崎西町1丁目1-58
中 部 セ ン タ ー	兵庫区東山町4丁目20-1
西 部 セ ン タ ー	長田区久保町5丁目1-1-209
北 区 セ ン タ ー	北区鈴蘭台西町1丁目22-1
西 区 セ ン タ ー	西区糀台5丁目6-1

財団の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

#### ① 就業支援

##### ア 勤労者福祉共済制度（ハッピーパック）

平成28年度まで本市の受託事業として運営してきたが、平成29年4月より事業移管を受け、財団の自主事業として運営しており、平成29年度は移管後の初年度として、チケット代金等のコンビニ収納の開始や電子会員証の導入などのサービス向上に取り組んだ。

##### イ シルバー人材センター事業

60歳以上の高齢者に対し、就業を通じた生きがいづくりの場を提供するため、就業開拓に取り組んだほか、会員の確保策の積極的な展開や、地域に密着した事業として近年問題化している空家等の管理業務などにも取り組んだ。

#### ウ 就業支援プログラム

就職や転職、再就職の際に役立つ資格を取得するための資格取得支援講座を開講したほか、幅広い世代を対象に就業を支援するための各種セミナーを実施した。また、勤労会館に設置する生涯いきいき情報センターにおいてNPO法人と連携し、専門機関の紹介や諸施策に関する情報提供を行った。

### ② 生涯学習支援

#### ア 勤労会館等における講座事業

幅広い世代の市民が自律的に学習できる環境の整備を図り、生涯学習への「動機づけ」を行うとともに、生涯学習を通じた仲間づくりの場として、「居場所づくり」や「地域住民のコミュニティ形成」の機能を果たしうるよう、各種講座を開講した。

#### イ 勤労会館等の管理運営

指定管理者として管理運営する勤労会館、勤労市民センターにおいて、各種講座を開講し施設の利用促進をはかるとともに、顧客サービスの向上に努めた。

#### ウ 生涯生活設計支援プログラム

定年退職後の生活設計の支援、心と体の健康づくりへの支援などをテーマとしたセミナーを開催したほか、登録団体への支援策として研修会に講師を派遣する出前講座の実施及び生涯生活設計に役立つ情報誌の提供を行った。

### ③ 地域活動支援

#### ア 地域活動振興プログラム

地域活動の担い手として積極的に活躍できるよう、地域人材を育成するための「社会貢献塾」や「コミュニティビジネス実践講座」を開講した。さらに、生きがいづくりの場としての地域コミュニティの活性化を図る「居場所サミット」や、地域への愛着を深めるため博物館等と連携し「地域学セミナー」等を開催した。

#### イ 生きがい活動ステーション

六甲道勤労市民センターにおいて、NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸と協働で「生きがい活動ステーション」を運営し、地域活動に関する情報提供や相談事業、人材育成事業を展開し、地域活動の支援を行った。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増減率(%)		
就 業 支 援 勤労者福祉共済事業(ハッピーバック)	年度末会員数(企業) 〃(従業員)	2,489社 43,860人	2,544社 44,724人	△ 55社 △ 864人	△ 2.2 △ 1.9	
健康・相談・保険事業	人間ドック・検診件数 大腸がん検診 相談業務棟 健康づくり支援	440件 1,189件 28件 7,311件	586件 1,157件 24件 4,496件	△ 146件 32件 4件 2,815件	△ 24.9 2.8 16.7 62.6	
レクリエーション事業	わくわくセレクション 日帰りバスツアー スポーツ大会等 親子体験教室 保養所利用助成 映画・演劇等 旅行割引等 レジャー施設借上等 クラブ活動助成 会員制クラブ その他の企画	43,744人 633人 1,893人 349人 1,816人 11,237人 3,518人 10,242人 414人 26,672人 576人	44,080人 612人 1,918人 336人 2,133人 12,045人 3,923人 9,837人 497人 27,362人 866人	△ 336人 21人 △ 25人 13人 △ 317人 △ 808人 △ 405人 405人 △ 83人 △ 690人 △ 290人	△ 0.8 3.4 △ 1.3 3.9 △ 14.9 △ 6.7 △ 10.3 4.1 △ 16.7 △ 2.5 △ 33.5	
その他の事業	出合いの会 講座・セミナー ハッピーバックニュース 利用ガイドの発行 ホームページの実ユーザー件数 メールマガジン登録者数	58人 584人 月1回 各46,000部 年1回 51,000部 51,945件 2,189人	53人 602人 月1回 各46,000部 年1回 51,000部 51,194件 1,829人	5人 △ 18人 0部 0部 751件 360人	9.4 △ 3.0 0.0 0.0 1.5 19.7	
シルバー人材センター事業	会 員 数 契 約 金 額 契 約 件 数 就 業 延 人 員	12,459人 4,266,329千円 43,488件 918,400人	11,939人 4,223,196千円 43,611件 915,965人	520人 43,133千円 △ 123件 2,435人	4.4 1.0 △ 0.3 0.3	
就業支援プログラム	資格取得支援講座 転職・再就職支援セミナー 女性のライフプラン講座 子どもの就職を考える親のためのセミナー いきいき仕事セミナー ワークライフバランスセミナー 働く女性のための応援セミナー	受 講 者 数 受 講 者 数 受 講 者 数 受 講 者 数 受 講 者 数 受 講 者 数 受 講 者 数	361人 61人 81人 8人 85人 13人 16人	366人 46人 54人 13人 85人 16人 17人	△ 5人 15人 27人 △ 5人 0人 △ 3人 △ 17.6	△ 1.4 32.6 50.0 △ 38.5 0.0 △ 18.8 △ 17.6
生涯いきいき情報センター (内出張相談)	相 談 者 数	1,374件 (227件)	1,377件 (384件)	△ 3件 (△ 157件)	△ 0.2 △ 40.9	
生涯学習支援 勤労会館等における講座事業	講 座 数 受 講 者 数	69講座 1,787人	68講座 1,575人	1講座 212人	1.5 13.5	
勤労市民センター	講 座 数 受 講 者 数	1,049講座 21,861人	1,028講座 21,408人	21講座 453人	2.0 2.1	
勤労会館等の管理運営 勤 労 会 館	施 設 利 用 者 数 利 用 率	436,968人 72.0%	427,503人 71.7%	9,465人 0.3%	2.2 0.4	
勤労市民センター	施 設 利 用 者 数 利 用 率	1,200,629人 55.2%	1,247,007人 55.2%	△ 46,378人 0.0%	△ 3.7 0.0	
生涯生活設計支援プログラム 生涯生活設計支援セミナー いきいきシルバーの集い 登録団体への支援等	受 講 者 数 参 加 者 数 登 録 団 体 数 情報誌発行回数・部数 ガイドブック提供部数 熟年出前講座件数	584人 1,300人 46団体 年4回 各4,500部 年1回 550部 11件	460人 1,529人 46団体 年3回 各4,000部 年1回 677部 11件	124人 △ 229人 0団体 500部 △127部 0件	27.0 △ 15.0 0.0 12.5 △18.8 0.0	
地域活動支援 地 域 活 動 支 援 プ ロ グ ラ ム	受 講 者 数 参 加 者 数 参 加 者 数	41人 20人 771人	37人 16人 368人	4人 4人 403人	10.8 25.0 109.5	
地域文化事業等 生きがい活動ステーション	参 加 者 数	12,090人	11,905人	185人	1.6	
情報提供 相 談 事 業	利 用 者 数 相 談 件 数	9,909人 2,853件	9,525人 1,822件	384人 1,031件	4.0 56.6	
講座・サロン 体 験 事 業	実 施 回 数 ・ 参 加 者 数 実 施 回 数 ・ 参 加 者 数	60回 666人 29回 438人	48回 441人 19回 141人	225人 297人	51.0 210.6	

## (4) 経営状況及び財政状態

財団の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

## ① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第5表 比較正味財産増減計算書（総括表）

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	平成29年度		平成28年度		対前年度 増	対前年度 減	対前年度 増減率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>							
【 経常増減の部 】							
(1) 経常収益(a)	5,528,755	100.0	5,379,552	100.0	149,203		2.8
① 基本財産運用益	36	0.0	36	0.0	0		0.0
② 特定資産運用益	1,819	0.0	191	0.0	1,627		848.9
③ 事業収益	5,370,524	97.1	5,270,579	98.0	99,945		1.9
生涯教育事業	4,872	0.1	3,769	0.1	1,102		29.3
勤労者福祉共済受託事業	—	0.0	228,233	4.2	△ 228,233		△ 100.0
シルバースポーツ受託事業	4,085,967	73.9	4,069,403	75.6	16,564		0.4
労働者派遣事業	15,612	0.3	12,992	0.2	2,620		20.2
職業紹介事業	954	0.0	606	0.0	348		57.5
指定管理料	365,666	6.6	367,033	6.8	△ 1,367		△ 0.4
施設管理受託事業	22,530	0.4	22,415	0.4	114		0.5
施設利用料	225,762	4.1	232,068	4.3	△ 6,306		△ 2.7
自主事業	337,074	6.1	334,056	6.2	3,017		0.9
共済受取掛金	268,597	4.9	—	0.0	268,597		皆増
共済受取負担金	43,486	0.8	—	0.0	43,486		皆増
④ 受取補助金等	112,635	2.0	96,739	1.8	15,896		16.4
神戸市補助金	72,360	1.3	62,694	1.2	9,666		15.4
国庫補助金等	40,275	0.7	34,045	0.6	6,230		18.3
⑤ 受取寄附金等	10,019	0.2	—	0.0	10,019		皆増
⑥ 雑収益	33,720	0.6	12,006	0.2	21,713		180.8
(2) 経常費用(b)	5,503,987	100.0	5,392,586	100.0	111,400		2.1
① 生涯教育事業等事業費支出	37,375	0.7	32,102	0.6	5,273		16.4
② 勤労者福祉共済事業費	321,013	5.8	228,233	4.2	92,780		40.7
③ シルバースポーツ事業費支出	4,163,637	75.6	4,159,424	77.1	4,212		0.1
④ 施設管理事業費	629,876	11.4	626,447	11.6	3,429		0.5
⑤ 自主事業費	331,367	6.0	327,048	6.1	4,319		1.3
⑥ 管理費	17,839	0.3	16,701	0.3	1,138		6.8
⑦ 減価償却費	2,876	0.1	2,629	0.0	247		9.4
当期経常増減額(A = a - b)	24,767	—	△ 13,034	—	37,802		—
【 経常外増減の部 】							
(1) 経常外収益(c)	14	—	—	—	14		皆増
(2) 経常外費用(d)	3	—	396	—	△ 392		△ 99.0
当期経常外増減額(B = c - d)	10	—	△ 396	—	407		—
当期一般正味財産増減額(C = A + B)	24,778	—	△ 13,430	—	38,209		—
一般正味財産期首残高(D)	654,043	—	667,474	—	△ 13,430		△ 2.0
一般正味財産期末残高(E = C + D)	678,821	—	654,043	—	24,778		3.8
<b>II 指定正味財産増減の部</b>							
当期指定正味財産増減額(F)	797,275	—	—	—	797,275		—
指定正味財産期首残高(G)	30,000	—	30,000	—	0		0.0
指定正味財産期末残高(H = F + G)	827,275	—	30,000	—	797,275		ほぼ皆増
<b>III 正味財産期末残高(I = E + H)</b>	<b>1,506,097</b>	<b>—</b>	<b>684,043</b>	<b>—</b>	<b>822,054</b>		<b>120.2</b>

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第6表 比較貸借対照表（総括表）

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	平成29年度末		平成28年度末		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率		
資 産	1,888,808	100.0	1,101,474	100.0	787,334	71.5
I 流 動 資 産	564,339	29.9	581,025	52.7	△ 16,686	△ 2.9
1 現 金 ・ 預 金	195,951	10.4	226,693	20.6	△ 30,741	△ 13.6
2 立 替 金	147	0.0	173	0.0	△ 25	△ 14.8
3 未 収 金	354,725	18.8	353,269	32.1	1,456	0.4
4 未 収 消 費 税	9,072	0.5	—	0.0	9,072	皆増
5 前 払 金	4,440	0.2	889	0.1	3,551	399.3
II 固 定 資 産	1,324,469	70.1	520,448	47.3	804,020	154.5
1 基 本 財 産	30,000	1.6	30,000	2.7	0	0.0
2 特 定 資 産	1,269,286	67.2	471,685	42.8	797,600	169.1
(1) 準 基 本 財 産	160,000	8.5	160,000	14.5	0	0.0
(2) 特 別 事 業 積 立 預 金	23,000	1.2	23,000	2.1	0	0.0
(3) 退 職 給 付 引 当 資 産	325	0.0	—	0.0	325	皆増
(4) 減 価 償 却 引 当 資 産	12,502	0.7	12,502	1.1	0	0.0
(5) 損 失 準 備 引 当 資 産	38,883	2.1	38,883	3.5	0	0.0
(6) 共 済 事 業 引 当 資 産	314,771	16.7	—	0.0	314,771	皆増
(7) 共 済 給 付 準 備 資 産	479,460	25.4	—	0.0	479,460	皆増
(8) 財 政 運 営 資 金 積 立 資 産	237,300	12.6	237,300	21.5	0	0.0
(9) 建 物 附 属 設 備	3,043	0.2	—	0.0	3,043	皆増
3 そ の 他 固 定 資 産	25,183	1.3	18,763	1.7	6,420	34.2
(1) 出 資 金	10	0.0	10	0.0	0	0.0
(2) 電 話 加 入 権	2,925	0.2	2,925	0.3	0	0.0
(3) 建 物 附 属 設 備	1,887	0.1	—	0.0	1,887	皆増
(4) 什 器 備 品	2,033	0.1	4,120	0.4	△ 2,087	△ 50.7
(5) 車 輛 運 搬 具	0	0.0	393	0.0	△ 393	△ 100.0
(6) 預 託 金	39	0.0	64	0.0	△ 25	△ 39.0
(7) 敷 金	1,795	0.1	282	0.0	1,513	536.4
(8) 保 証 金	16,492	0.9	10,966	1.0	5,526	50.4
負 債 及 び 正 味 財 産	1,888,808	100.0	1,101,474	100.0	787,334	71.5
負 債	382,711	20.3	417,431	37.9	△ 34,719	△ 8.3
I 流 動 負 債	382,386	20.2	417,431	37.9	△ 35,044	△ 8.4
1 未 払 金	57,498	3.0	55,944	5.1	1,554	2.8
2 未 払 配 分 金	304,799	16.1	315,292	28.6	△ 10,492	△ 3.3
3 未 払 消 費 税	—	0.0	4,649	0.4	△ 4,649	△ 100.0
4 前 受 金 及 び 仮 受 金	7,684	0.4	8,008	0.7	△ 324	△ 4.1
5 預 り 金	12,403	0.7	33,535	3.0	△ 21,132	△ 63.0
II 固 定 負 債	325	0.0	—	0.0	325	皆増
3 退 職 給 付 引 当 金	325	0.0	—	0.0	325	皆増
正 味 財 産	1,506,097	79.7	684,043	62.1	822,054	120.2
I 指 定 正 味 財 産	827,275	43.8	30,000	2.7	797,275	ほぼ皆増
1 寄 附 金	824,231	43.6	30,000	2.7	794,231	ほぼ皆増
2 助 成 金	3,043	0.2	—	0.0	3,043	皆増
(うち基本財産への充当額)	(30,000)	(1.6)	(30,000)	(2.7)	(0)	0.0
(うち特定財産への充当額)	(797,275)	(42.2)	(—)	(0.0)	(797,275)	皆増
II 一 般 正 味 財 産	678,821	35.9	654,043	59.4	24,778	3.8
(うち特定資産への充当額)	(471,685)	(25.0)	(471,685)	(42.8)	(0)	0.0

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 7 表のとおりである。

第 7 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する要綱	平成19年4月1日施行 平成24年4月1日最終改正
	・内部通報取扱要綱	平成19年9月1日施行 平成24年4月1日最終改正
	・監事による監査	決算に関する監査を年1回実施
	・自主監査の実施	年1回実施
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び随時相談を行っている。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	年1回研修を実施
情報の保存及び管理	・法人文書管理規程	平成14年4月1日施行 平成27年4月1日最終改正
	・個人情報保護規程	平成10年4月1日施行 平成27年12月1日最終改正
	・情報公開要綱	平成14年4月1日施行 平成28年4月1日最終改正
	・情報セキュリティポリシー	平成22年7月1日施行 平成30年10月30日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
損失の危険の管理	・防災組織計画	毎年度当初に改正
	・情報セキュリティポリシー	平成22年7月1日施行 平成30年10月30日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
効 率 性	・第 4 次中期経営計画（平成28年度～平成32年度）	平成28年3月23日策定
	・事務局規程	昭和56年11月2日施行 平成27年4月1日最終改正
	・専決規程	昭和56年11月2日施行 平成26年8月1日最終改正
	・会計規程	昭和56年11月2日施行 平成27年4月1日最終改正



## 5 監査の結果

財団は設立以来、経営理念である「生涯現役人生の創造」を目指し、平成 28～32 年度を対象期間とした「第 4 次中期計画」において事業体系として位置付けた「就業支援」「生涯学習支援」「地域活動支援」の 3 つの事業を柱に、勤労者をはじめ幅広い年代の市民に対する総合的支援に取り組んでいる。

平成 29 年度は神戸市勤労者福祉共済制度においてこれまで本市が直接執行してきた慶弔給付等を含めた事業全体を本市から財団に移管し、財団の自主事業として運営した。

監査の結果、事業面では、勤労者を中心に福祉の向上にかかる各種事業を実施し、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業についてはシルバー人材センター事業や、中高年齢者を対象とした雇用開発や福祉向上にかかる事業を実施するなど、補助金の交付目的をおおむね達成しているものと認められた。

また、神戸市勤労会館及び各勤労市民センターにおける指定管理については、条例、指定管理協定書に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、指摘事項及び意見に掲げた事項については留意されたい。

財団の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

財団は平成 24 年度より公益財団法人に移行し、会計処理についても公益法人会計基準に基づいた処理を行っているが、今回の監査において会計処理に関する指摘事項が多数あったので、会計事務における相談支援体制及び規程等の整備を図られたい。

### (1) 経営に関する事項について（第 5 表参照）

平成 29 年度の経常収益は 55 億 2,875 万円、経常費用は 55 億 398 万円で、当期経常増減額 2,476 万円から当期経常外増減額 1 万円を加えた当期一般正味財産増減額は 2,477 万円となっている。

経常収益は前年度に比べ 1 億 4,920 万円（2.8%）増加している。これは主として、平成 29 年度に移管された勤労者共済福祉共済事業の受取掛金等が増加したことによる。

経常費用は、共済給付金の増加等により前年度に比べ 1 億 1,140 万円（2.1%）増加している。経常収益の増加が経常費用の増加を上回っていることから、当期経常増減額は前年度に比べ 3,780 万円増加したほか、経常外収支増減額も前年度に比べ 40 万円増加した結果、当期一般正味財産増減額は前年度に比べ 3,820 万円増加している。

### (2) 財務に関する事項について（第 6 表参照）

平成 29 年度末の資産は 18 億 8,880 万円で、前年度末に比べ 7 億 8,733 万円（71.5%）増加している。これは、勤労者福祉共済事業が本市から財団へ完全移行されたことに伴い勤労者福祉共済基金 8 億 423 万円の寄附を受けたためである。負債は 3 億 8,271 万円で、前年度末に比べ預り金の減少等により 3,471 万円（8.3%）減少している。また、正味財産は 15 億 609 万円で、前年

度末に比べ8億2,205万円の増加となっている。

なお、共済基金からの寄附金については、共済事業のみに用途が制約されているため、指定正味財産に区分されている。

### (3) 指摘事項

#### ① 会計に関する事務

##### ア 会計規程の変更を行うべきもの

財団は公益法人会計基準に基づき財務諸表を作成しており、固定資産については基本財産、特定資産及びその他固定資産として記載している。しかし、財団で定める会計規程は、固定資産の科目が有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の区分のままとなっていた。

現在の会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。

##### イ 財務諸表の注記の記載を適正に行うべきもの

###### (7) 満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきもの

公益法人会計基準では財務諸表の注記事項として、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載しなければならないとしている。

財団では、基本財産3,000万円について満期保有目的の有価証券（神戸市債）として保有しているが、注記の記載を行っていなかった。

満期保有目的債券の情報を注記に記載するべきである。

###### (4) 会計基準の変更を注記するべきもの

固定資産の減価償却について、財団ではシルバー人材センター分を除く什器備品について、減価償却の方法を平成28年度に定率法から定額法に変更している。

公益法人会計基準では、「重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額を注記しなければならない。」とあるが、平成28年度決算の財務諸表にはその記載を行っていなかった。

今後、重要な会計方針を変更するときは公益法人会計基準に基づいた記載を行うべきである。

#### ② 財産管理に関する事務

##### ア 備品管理を適正に行うべきもの

財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者である神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの備品管理については、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、以下の事例があった。

###### (7) 指定管理施設の備品について所有者を明確に区分するべきもの

指定管理施設で作成された備品台帳を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が区別されていない状態であった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。

協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。

また本市所管局においては、適正に備品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。

(イ) 財団に所属する備品について固定資産に計上するべきもの

指定管理施設の備品台帳で財団所有分と確認できる備品のうち、会計規程で固定資産として定める 20 万円以上の備品について、固定資産として計上していなかった。

固定資産として管理を行うべきである。

品名	購入年月日	取得価格
アップライトピアノ	H23. 3. 21	¥648, 300-

(4) 意見

① 会計処理について

ア 引当金の計上について

財団では、引当金について平成 29 年度から退職給付引当金 32 万円を計上している。

一方で、それよりも金額が大きいと思われる賞与引当金については計上していない。

財団の会計規程では、引当金について、必要があるときは引当金を設定することができる。とされているため、財務諸表に賞与引当金を計上することを検討されたい。

② 指定管理施設の利用料金の減免手続について

財団が指定管理者となっている神戸市勤労会館及び神戸市立勤労市民センターの利用料金の減免等については、条例で市長の承認を得て定める基準によって行うこととなっており、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、申請と同時に提出しなければならないとしている。

減免理由の一つには、直前割引制度があるが、実務においては減免申請書の提出を求めている事例が見られた。これは、施設利用率向上策としての割引制度であり、必ずしも申請書の提出を求めなくとも対応可能と思われる。

利用料金の減免について、上記割引制度の事務の実態を勘案しつつ、基準の見直しを検討されたい。

## 凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「—」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。

## 財政援助団体等監査結果報告

〔公益財団法人神戸市民文化振興財団〕

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

公益財団法人神戸市民文化振興財団（以下「財団」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成29年度執行の事務

### 2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

### 3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 団体の概要

### (1) 設立の趣旨

財団は、市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与することを目的として、昭和57年10月に財団法人神戸市民文化振興財団として設立され、平成24年4月に公益財団法人に移行した。

その後、平成28年4月に神戸市室内合奏団及び神戸市混声合唱団を運営育成して演奏活動等を行う公益財団法人神戸市演奏協会（平成6年11月設立）と合併している。

### (2) 本市との関係

#### ① 出捐

財団の基本財産は、2億1,691万円であり、本市は1億円（46.1%）を出捐している。

#### ② 財政援助

##### ア 補助金

平成29年度は、神戸市民文化振興事業の補助金として2億9,281万円、神戸国際フルートコンクール事業の補助金として2,071万円、合わせて3億1,352万円の補助金を交付している。

#### ③ 公の施設の指定管理

神戸文化ホール、神戸アートビレッジセンター、神戸市立区民センター（神戸市立東灘区民センター他5館）、神戸市立葺合文化センターの指定管理者として財団を指定している。

なお、平成28年度の包括外部監査において、勤労市民センター・区民センターの位置づけや講座事業のあり方を見直すべきとの指摘を受けたことにより施設のあり方について検討が必要となるため、神戸市立区民センター（以下「区民センター」という。）、神戸市立葺合文化センター（以下「葺合文化センター」という。）について、指定期間を平成30年度から2年間延長している。

##### ア 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第1表のとおりである。

指 定 期 間	神戸文化ホール	神戸アートビレッジセンター	区民センター	葺合文化センター
	平成29年度 ～平成33年度	平成29年度 ～平成32年度	平成26年度 ～平成29年度 次期(平成30年度 ～平成31年度)	平成28年度 ～平成29年度 次期(平成30年度 ～平成31年度)
指 定 管 理 料	147,048	134,500	308,302	24,000
（うち修繕費）※1	(10,000)	(1,800)	(22,629)	(1,000)
（うち自主事業にかかる経費）※2	(10,000)	(10,000)	—	—
（うち地域文化活性化事業費）※3	—	—	(6,000)	(1,000)
利 用 料 金 収 入	213,768	18,273	171,554	12,333

※1 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

※2 自主事業に係る経費であり、年度終了後精算している。

※3 地域文化活性化事業に係る経費であり、年度終了後精算している。

イ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の総合評価(AAA, AA, A, B, Cの5段階評価)及び主な所見は第2表のとおりである。

第2表 総合評価及び主な所見

	神戸文化ホール	神戸アートビレッジセンター	区民センター	葺合文化センター
総合評価 ※	－ (非公募)	A	AA	AA
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成状況については、一部未達成があるが、達成部分が多い。</li> <li>利用者数に対してアンケートの配布数・回収数が少ない。</li> <li>文化条例もしくは文化基本計画を策定したうえで、神戸文化ホールと各区民センターの関係を整理してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用状況が悪化している。</li> <li>情報コーナーの利用者が高い水準を維持しているが、もう少し使い方を工夫してほしい。</li> <li>前回の指定管理者のやり方を追従するだけではなく、もっと若手芸術家への支援を行ってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成状況については、一部未達成があるが、達成部分が多い。</li> <li>利用者数に対してアンケートの配布数・回収数が少ない。</li> <li>神戸文化ホールと各区民センターの関係を整理してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>達成状況については、一部未達成があるが、達成部分が多い。</li> <li>満足度調査の結果については、スタッフの対応が悪化している。</li> </ul>

※ 総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、AAは、運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っているものであり、Aは、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされているものである。

④ 職員数

平成29年度末の職員数は85人であり、うち本市派遣職員は9人である。

(3) 事業の概要

財団及び主な事業所の所在地は、第3表のとおりである。

第3表 財団等の所在地

事業所	所在地	
財団（事務所）	中央区楠町4丁目2番2号	
指定 管 理 施 設	神戸文化ホール	中央区楠町4丁目2番2号
	（練習場）	中央区橋通3丁目4番3号
	神戸アートビレッジセンター	兵庫区新開地5丁目3番14号
	東灘区民センター	東灘区住吉東町5丁目1番16号
	葺合文化センター	中央区熊内橋通7丁目1番13号 神戸芸術センター6階
	（ホール）	中央区旗塚通4丁目4番1号
	生田文化会館	中央区中山手通6丁目1番40号
	北区民センター	北区鈴蘭台西町1丁目22番1号
	（ホール）	北区鈴蘭台西町1丁目26番1号
	北神区民センター	北区藤原台中町1丁目3番1号
須磨区民センター	須磨区中島町1丁目2番3号	
西区民センター	西区糞台5丁目6番地の1	

財団の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

① 文化振興事業

市民の文化活動の機会と場を創出することにより、市民参加型の文化活動の振興を図るとともに、神戸文化の向上のため、音楽・美術・演劇・文芸等、幅広い分野で芸術性の高い鑑賞型の事業を実施した。

② 演奏事業

市民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、本市における文化の発展に寄与することを目的とし、神戸市室内合奏団（平成30年4月より神戸市室内管弦楽団）及び神戸市混声合唱団を運営して演奏活動事業等を実施した。

③ 神戸文化ホール事業

指定管理者として神戸文化ホールの管理運営を行っており、本市の文化拠点として、内外の優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供、市民と連携した舞台公演の制作、ワークショップやセミナーの開催など、市民文化の振興を図る事業を展開した。

④ 神戸アートビレッジセンター事業

平成29年度より指定管理者として管理運営を始め、「芸術家が住み、育つまち」「幅広い文化・芸術のあるまち」の実現に向け、若手芸術家の育成や新しい芸術文化活動にチャレンジするアートセンターとして、演劇・舞踊・美術・映像等の事業を展開した。

⑤ 区民センター事業

指定管理者として、区民センター及び葺合文化センターの管理運営を行っており、開館日・時間の拡大や無料のインターネット接続サービスの提供等、サービス向上に努めた。

また、自主事業として、生涯学習の場となる各種講座を実施するほか、市民の身近な芸術鑑賞や発表の機会となる地域連携事業として、コンサートや地域住民参加型のイベント、神戸文化ホールとの連携事業「神戸市民の第九」などを実施した。

⑥ 文化振興に関する情報の発信事業

本市内及び近隣都市を含めた文化事業に関する月刊誌「KOBE C 情報」等や神戸文化ホールの自主事業や催物、神戸市室内合奏団・神戸市混声合唱団の活動内容を案内する広報誌「ほーるめいと」を発行し、公共交通機関の各駅や、区民センター・区役所等で配布した。

さらに、神戸アートビレッジセンター（KAVC）で開催される催物をまとめた「マンスリーニュース」や、KAVC 主催事業や新開地周辺の情報を掲載した広報誌「アートビレッジボイス」を発行し、関係各所や全国美術館・劇場・映画館などに頒布した。

その他、ホームページやフェイスブック・ツイッターなどを活用した情報発信に取り組んだ。



第 4 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目		平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
生活文化活動・芸術文化活動の振興	回数	76回	99回	△23回	△23.2
文化振興事業	入場者数	56,296人	48,661人	7,635人	15.7
演 奏 事 業	回数	29回	20回	9回	45.0
神戸市室内合奏団	入場者数	7,327人	6,491人	836人	12.9
自主公演	回数	23回	25回	△2回	△8.0
依 頼 公 演	入場者数	7,766人	7,054人	712人	10.1
神戸市混声合唱団	回数	22回	17回	5回	29.4
自主公演	入場者数	5,474人	5,645人	△171人	△3.0
依 頼 公 演	回数	51回	47回	4回	8.5
室内合奏団・混声合唱団合同公演	入場者数	24,393人	17,345人	7,048人	40.6
自主公演	回数	14回	4回	10回	250.0
依 頼 公 演	入場者数	5,586人	4,357人	1,229人	28.2
神戸文化ホール事業	回数	9回	8回	1回	12.5
自主事業	入場者数	2,357人	1,445人	912人	63.1
神戸アートビレッジセンター事業	事業数	66事業	68事業	△2事業	△4.4
自主事業	公演回数	119回	130回	△11回	△8.5
区民センター事業	入場者数	72,475人	66,485人	5,990人	9.0
自主事業	事業数	130事業	166事業	△36事業	△21.7
区民センター事業	公演回数	751回	1,053回	△302回	△28.7
自主事業	入場者数	16,755人	38,783人	△22,028人	△56.8
講座事業	事業数	154事業	175事業	△21事業	△12.0
文化振興に関する情報の発信	入場者数	50,736人	56,668人	△5,932人	△10.5
文化情報誌の発行	講座数	1,517講座	1,437講座	80講座	5.6
K O B E C 情報	受講者数	25,269人	24,817人	452人	1.8
ほーるめい	発行部数	50,000部/月	50,000部/月	0部/月	0.0
神戸アートビレッジセンターからの情報発信	発行部数	22,000部/月	18,000部/月	4,000部/月	22.2
マンスリーニュース	発行部数	300部/月	500部/月	△200部/月	△40.0
ART VILLAGE VOICE	発行部数	10,000部/季刊	9,000部/季刊	1,000部/季刊	11.1
インターネットによる情報発信	ホームページ訪問者数	月平均209,537人	—	—	—
各施設の利用状況	Facebook フォロワー数	1,975人	—	—	—
神戸文化ホール	Twitter フォロワー数	1,643人	—	—	—
大ホー	利用件数	4,001件	4,061件	△60件	△1.5
中ホー	入場者数	550,614人	563,627人	△13,013人	△2.3
練習場	入場者数	298件	296件	2件	0.7
神戸アートビレッジセンター	入場者数	358,792人	369,783人	△10,991人	△3.0
区民センター	入場者数	267件	298件	△31件	△10.4
東灘区民センター	入場者数	130,062人	133,564人	△3,502人	△2.6
葺合文化センター	入場者数	3,436件	3,467件	△31件	△0.9
生田文化会館	入場者数	61,760人	60,280人	1,480人	2.5
北区民センター	入場者数	4,274件	4,894件	△620件	△12.7
北神区民センター	入場者数	162,791人	180,450人	△17,659人	△9.8
須磨区民センター	入場者数	45,899件	47,174件	△1,275件	△2.7
西区民センター	入場者数	1,360,611人	1,302,945人	57,666人	4.4
大ホー	入場者数	7,617件	8,320件	△703件	△8.4
中ホー	入場者数	403,009人	333,411人	69,598人	20.9
練習場	入場者数	2,989件	2,847件	142件	5.0
神戸アートビレッジセンター	入場者数	72,992人	67,217人	5,775人	8.6
区民センター	入場者数	6,572件	6,735件	△163件	△2.4
生田文化会館	入場者数	142,684人	159,100人	△16,416人	△10.3
北区民センター	入場者数	7,213件	7,178件	35件	0.5
北神区民センター	入場者数	218,644人	239,898人	△21,254人	△8.9
須磨区民センター	入場者数	6,984件	7,025件	△41件	△0.6
西区民センター	入場者数	148,235人	130,444人	17,791人	13.6
大ホー	入場者数	5,281件	5,440件	△159件	△2.9
中ホー	入場者数	109,351人	107,310人	2,041人	1.9
練習場	入場者数	9,243件	9,629件	△386件	△4.0
神戸アートビレッジセンター	入場者数	265,696人	265,565人	131人	0.0

備考：1 神戸アートビレッジセンターの平成28年度業務量は前指定管理者の実績である。

2 ホームページ訪問者数、Facebook・Twitterフォロワー数は平成29年度より把握している。

## (4) 経営状況及び財政状態

財団の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

## ① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第5表 比較正味財産増減計算書（総括表）

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成29年度		平成28年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
<b>I 一般正味財産増減の部</b>						
【 経 常 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 収 益 ( a )	1,978,461	100.0	1,899,286	100.0	79,174	4.2
① 基 本 財 産 運 用 収 益	1,206	0.1	1,693	0.1	△ 486	△ 28.7
② 文 化 事 業 収 益	538,182	27.2	493,139	26.0	45,043	9.1
③ 文 化 施 設 等 運 営 収 益	191	0.0	258	0.0	△ 67	△ 26.0
④ 管 理 受 託 収 益	676,268	34.2	700,562	36.9	△ 24,294	△ 3.5
⑤ 施 設 利 用 料 金 収 益	415,930	21.0	366,638	19.3	49,292	13.4
⑥ 受 取 補 助 金 等 (うち神戸市補助金)	344,308 (313,527)	17.4 (15.8)	335,926 (315,174)	17.7 (16.6)	8,382 (△1,647)	2.5 (△0.5)
⑦ 受 取 寄 付 金	2,240	0.1	300	0.0	1,940	646.7
⑧ 受 取 利 息	0	0.0	1	0.0	△ 1	△ 58.0
⑨ 雑 収 益	133	0.0	767	0.0	△ 634	△ 82.6
(2) 経 常 費 用 ( b )	2,000,174	100.0	1,950,011	100.0	50,163	2.6
① 事 業 費	1,935,277	96.8	1,885,618	96.7	49,659	2.6
文化振興事業	162,575	8.1	144,236	7.4	18,338	12.7
演奏事業	249,107	12.5	249,846	12.8	△ 738	△ 0.3
神戸文化ホール事業	448,026	22.4	588,543	30.2	△ 140,516	△ 23.9
神戸アートビレッジセンター事業	166,253	8.3	—	—	166,253	皆増
区民センター事業	909,314	45.5	902,991	46.3	6,322	0.7
② 管 理 費	64,897	3.2	64,393	3.3	504	0.8
当期経常増減額 ( A = a - b )	△ 21,713	—	△ 50,724	—	29,011	—
【 経 常 外 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 外 収 益 ( c )	—	—	—	—	—	—
(2) 経 常 外 費 用 ( d )	—	—	—	—	—	—
当期経常外増減額 ( B = c - d )	—	—	—	—	0	—
法人税，住民税及び事業税 ( C )	2,070	—	272	—	1,798	661.1
当期一般正味財産増減額 ( D = A + B - C )	△ 23,783	—	△ 50,996	—	27,212	—
一般正味財産期首残高 ( E )	55,536	—	57,890	—	△ 2,354	△ 4.1
合併に伴う正味財産の増減 ( F )	—	—	48,641	—	△ 48,641	—
一般正味財産期末残高 ( G = D + E + F )	31,752	—	55,536	—	△ 23,783	△ 42.8
<b>II 指定正味財産増減の部</b>						
指定正味財産期首残高 ( H )	200,000	—	100,000	—	100,000	100.0
合併に伴う指定正味財産の増減額 ( I )	—	—	100,000	—	△ 100,000	—
指定正味財産期末残高 ( J = H + I )	200,000	—	200,000	—	0	0.0
<b>III 正味財産期末残高 ( K = G + J )</b>	<b>231,752</b>	<b>—</b>	<b>255,536</b>	<b>—</b>	<b>△ 23,783</b>	<b>△ 9.3</b>

備考：平成29年度から指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営を開始している。

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第 6 表 比較貸借対照表（総括表）

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成 29 年 度 末		平成 28 年 度 末		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
<b>資 産</b>	<b>634,427</b>	<b>100.0</b>	<b>796,032</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 161,604</b>	<b>△ 20.3</b>
I 流 動 資 産	388,627	61.3	552,646	69.4	△ 164,019	△ 29.7
1 現 金	3,068	0.5	1,668	0.2	1,399	83.9
2 預 金	262,457	41.4	299,015	37.6	△ 36,558	△ 12.2
3 未 収 金	118,555	18.7	243,025	30.5	△ 124,469	△ 51.2
4 前 払 金	4,531	0.7	8,937	1.1	△ 4,405	△ 49.3
5 預 け 金	14	0.0	—	—	14	皆増
II 固 定 資 産	245,800	38.7	243,385	30.6	2,415	1.0
1 基 本 財 産	216,910	34.2	216,910	27.2	0	0.0
投資有価証券	216,910	34.2	216,910	27.2	0	0.0
2 特 定 資 産	—	—	—	—	0	0.0
3 その他固定資産	28,890	4.6	26,475	3.3	2,415	9.1
什 器 備 品	10,444	1.6	12,664	1.6	△ 2,219	△ 17.5
保 証 金	18,445	2.9	13,810	1.7	4,635	33.6
<b>負 債 及 び 正 味 財 産</b>	<b>634,427</b>	<b>100.0</b>	<b>796,032</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 161,604</b>	<b>△ 20.3</b>
<b>負 債</b>	<b>402,674</b>	<b>63.5</b>	<b>540,495</b>	<b>67.9</b>	<b>△ 137,821</b>	<b>△ 25.5</b>
I 流 動 負 債	401,505	63.3	539,760	67.8	△ 138,254	△ 25.6
1 未 払 金	196,116	30.9	335,384	42.1	△ 139,268	△ 41.5
2 前 受 金	196,069	30.9	194,050	24.4	2,018	1.0
3 預 り 金	5,486	0.9	7,936	1.0	△ 2,449	△ 30.9
4 賞 与 引 当 金	3,832	0.6	2,388	0.3	1,444	60.5
II 固 定 負 債	1,169	0.2	735	0.1	433	59.0
1 退 職 給 付 引 当 金	1,169	0.2	735	0.1	433	59.0
<b>正 味 財 産</b>	<b>231,752</b>	<b>36.5</b>	<b>255,536</b>	<b>32.1</b>	<b>△ 23,783</b>	<b>△ 9.3</b>
I 指 定 正 味 財 産	200,000	31.5	200,000	25.1	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(200,000)	(31.5)	(200,000)	(25.1)	(0)	(0.0)
II 一 般 正 味 財 産	31,752	5.0	55,536	7.0	△ 23,783	△ 42.8
(うち基本財産への充当額)	(16,910)	(2.7)	(16,910)	(2.1)	(0)	(0.0)

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第90条第5項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第7表のとおりである。

第7表 業務の適正を確保するための取組状況

項目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・コンプライアンス規程及び規程実施要領	平成24年4月施行
	・内部通報等取扱要綱	平成24年4月施行 平成25年4月最終改訂
	・会計監査人による監査	年1回6月に実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年1回実施
	・総務部におけるコンプライアンスの取組	異例事態においては、弁護士相談や各セクションと連携し、対応している。
	・専門家への相談	顧問社労士及び公認会計士には随時相談を行っているほか、弁護士のリーガルチェックも必要の都度行っている。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	毎年1回 全所属職員（シルバー等も含む）において研修を実施。 また、適宜、資料回覧を実施した。
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	平成24年4月施行 平成29年4月最終改正
	・情報公開要綱	平成24年4月施行
	・個人情報保護規程及び規程運用要綱	平成24年4月施行
	・情報セキュリティポリシー及びセキュリティ対策	平成24年4月施行 平成25年4月最終改正
	・情報セキュリティ研修	平成29年度は平成29年9月に実施済
損失の危険の管理	・保安管理について	個別契約での対応。研修も必要の都度行っている。
	・緊急計画（消火救難・救急医療活動計画）	平成29年最終改正
	・情報安全性向上のため会計ソフト専用サーバー導入	平成18年4月導入
	・情報セキュリティポリシー及びセキュリティ対策	平成24年4月施行 平成25年4月最終改正
	・情報セキュリティ研修	平成29年度は平成29年9月に実施済
効率性	・中期経営計画2021	平成29年3月に5か年計画（平成29～33年度）を策定。平成28年度第37回理事会にて報告している。
	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。事業執行については、各部作成の「年度事業計画」にもとづき、期初・期中（9月～10月）・期末に理事に説明。予算執行管理は、9月、12月、3月の理事会で決算見込みを報告している。
	・組織規程	平成24年4月施行 平成30年4月最終改正
	・専決規程	平成24年4月施行 平成30年4月最終改正
	・会計規程	平成24年4月施行 平成30年4月最終改正

## 5 監査の結果

財団は、平成 29～33 年度を対象期間とした「中期経営計画 2021」において「文化創生都市の実現に貢献する」ことを財団の基本理念と定め、文化施設の運営者として、芸術文化の創造・発信、普及啓発、専門人材の確保・養成、市民の文化活動支援、及び経営の安定化に取り組んでいる。

平成29年度は、第9回神戸国際フルートコンクールを核とする神戸国際フルート音楽祭が開催され、また港都KOBÉ芸術祭を筆頭に神戸開港150年記念事業が展開されるなど、本市内で大規模な文化事業が数多く実施される中、財団においても、神戸アートビレッジセンターの指定管理業務を開始したほか、単独事業者として神戸文化ホールの指定管理業務を行う第4期指定管理期間がスタートするなど、事業環境にも大きな変化があったが、主要事業である文化振興事業、演奏事業、神戸文化ホール事業、神戸アートビレッジセンター事業、区民センター事業の各事業について、市民や経済界等と幅広く連携し、着実に取り組んだ。

監査の結果、事業面では、文化振興事業、演奏事業、神戸文化ホール等の事業、文化振興に関する情報の発信事業など、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業についても、神戸市市民文化振興事業、神戸国際フルートコンクール事業に係る補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

また、公の施設の指定管理運営においては、条例・指定管理者協定書に従っておおむね適正に管理運営が行われているものと認められたが、指摘事項及び意見に掲げた事項については留意されたい。

財団の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

### (1) 経営に関する事項について（第 5 表参照）

平成 29 年度の経常収益は 19 億 7,846 万円、経常費用は 20 億 17 万円で、当期経常増減額△2,171 万円から、法人税、住民税及び事業税を差し引いた当期一般正味財産増減額は△2,378 万円となっている。

経常収益は前年度に比べ 7,917 万円（4.2%）増加し、また、経常費用も前年度に比べ 5,016 万円（2.6%）増加しているが、これは主として、当年度より指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営を開始したことによる。

当期経常増減額は、経常収益の増加が経常費用の増加を上回っていることから、前年度に比べ 2,901 万円改善したほか、当期一般正味財産増減額も、前年度に比べ 2,721 万円改善したが、前年度に引き続き対前年度比減となっている。

財団にとって、事業を確実に実施していくためには経営の安定が必須である。「中期経営計画 2021」でも掲げられているとおり、これまで以上に事業収入の確保と経費の見直しにより、経営基盤の強化を図られたい。

(2) 財務に関する事項について（第6表参照）

当年度末の資産は6億3,442万円で、前年度末に比べ1億6,160万円（20.3%）減少している。負債は4億267万円で、前年度末に比べ1億3,782万円（25.5%）減少している。正味財産は2億3,175万円で、前年度末に比べ2,378万円（9.3%）減少している。

また、前年度末は流動資産が流動負債を上回っていたが、当年度末は修繕負担金協定に係る業務の未収金の減等により流動負債が流動資産を上回っている。未収金の多くが本市からの補助金や委託料に係るものであり、資金調達の目処は立っていると思われるが、民間企業等への支払いが遅れないよう未収金の早期回収に努められたい。

(3) 指摘事項

① 会計に関する事務

ア 会計規程の変更を行うべきもの

公益法人会計基準の貸借対照表では、固定資産に「特定資産」の区分があり、財団の貸借対照表の固定資産にも「特定資産」の区分がある。一方、財団の会計規程では、固定資産は「基本財産」と「その他の固定資産」とするとしており、「特定資産」についての記載がなく、会計規程と貸借対照表の間に齟齬が生じている。

公益法人会計基準に適合させるため、会計規程の変更を行うべきである。

イ 年度区分に応じた会計年度とするべきもの

財団の会計規程では、会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とするとしているが、平成30年度に納品・履行された備品や業務に係る経費について平成29年度予算で執行していた事例や、逆に、平成29年度に履行された業務について平成30年度予算を執行していた事例があった。

（平成29年度の納品について、平成30年度予算を執行していた事例）

所属	項目	支出額	納品日
管理部	神戸新聞広告掲載料	108,000円	H30.3.31

（平成30年度の納品について、平成29年度予算を執行していた事例）

所属	項目	支出額	納品日
神戸アートビレッジセンター	デジタル一眼レフカメラ	119,070円	H30.4.6 ※
	広角レンズ・マウントアダプター	43,092円	H30.4.9 ※
管理部	お客様アンケート入力及び集計業務	198,180円	H30.4.10

※ 備品管理簿の日付欄には、平成30年3月31日と記載していた。

出納の年度区分は、当該物品を出納した日の属する年度とするべきである。

また、備品を取得した場合は、取得した日を備品管理簿に記載するべきである。

ウ 前渡金を適正に精算すべきもの

前渡金の精算において、財団の会計規程に定められた前渡金管理者の決裁が得られていない事例が複数あった。

(事例)

所属	項目		前渡金	内容
			精算額	
葺合文化センター	ワークショップ チャレンジいけ ばな	弁当・お茶代	2,000 円	精算報告書に前渡金管理者の印がない(担当者印のみ) 同上
			1,570 円	
		材料・装飾品代	3,000 円	
			2,090 円	
須磨区民センター	第4回 須磨区民寄席	出演者謝金 (預り金除く)	250,000 円	精算報告書を前渡金管理者(須磨区民センター館長)以外の所属(総務部区民センター事業課)で作成
			250,000 円	

前渡金は、会計規程の規定に基づき、適正に精算すべきである。

② 契約に関する事務

ア 決裁区分に応じた決裁を受けるべきもの

財団においては、決裁の区分及び手続きに関し、専決規程を定めている。しかしながら、契約締結その他の決議において、必要な決裁が得られていない事例が多数あった。

専決区分に応じた決裁を受けるべきである。

イ 契約等の変更に係る決裁を受けるべきもの

財団の専決規程によると、事案の決定は、文書による決裁により行うこととされている。

しかしながら、財団では、契約内容の変更に関しては、当初契約の決裁文書に変更内容を書き込んだうえ、特に決裁を受けることなく変更契約書を作成し、代表者印を押印しているものが多数あった。

契約内容を変更する場合は、専決規程に基づき、変更案に係る決裁を受けるべきである。

③ 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの

ア 市長の承認を得るべきもの

財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書では、指定管理者に当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させるとし、利用料金は、条例に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て、告示されることとなっているが、財団が市長の承認を得ることなく、利用料金を定めていない設備(ロッカー)の使用を許可し、利用者から他施設に準拠した料金を徴収していた事例があった。

(事例) 葺合文化センター貸ロッカー

- |       |   |
|-------|---|
| ・設置日  | 平成 29 年 7 月 1 日                               |
| ・利用料金 | 午前・午後・夜間 各 100 円/1 回, 1 泊 200 円/1 回, 月額 500 円 |

財団は、条例の定め等のない設備の利用に関して料金を徴収する場合には、事前に本市に協議し、市長の承認を得るべきである。

イ 市長の承認内容どおりに処理すべきもの

指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除することができるが、市長の承認を得た内容と異なる利用料金の免除をしている事例があった。

(事例) 北神区民センター駐車場利用料金

条例の規定	1台30分につき 1日1台当たりの上限額	100円 1,000円
市長の承認を得た減免内容	・センター利用者 ・2時間を超える講座の受講者	当初の2時間免除 当初の3時間免除
実際の減免内容	1日1台当たりの上限額 ・センター利用者 ・2時間を超える講座の受講者	2時間(400円)分を免除した600円 3時間(600円)分を免除した400円

財団は、減免内容が市長の承認を得た内容と齟齬がないようにするべきである。

ウ 指定管理業務の履行保証に係る処理を行うべきもの

財団は、平成30年4月より平成32年3月までの期間において、前期に引き続き区民センター、及び葺合文化センターの指定管理者となっている。

当該指定管理業務に係る財団と本市との協定書は締結されているが、同協定書第9条第1項の規定による履行保証金(区民センター9,308,160円、葺合文化センター722,670円)については、監査日(平成30年10月26日)現在、納付されておらず、本市を被保険者とする保証金相当額の履行保証保険契約も締結されていなかった。

また、平成30年3月に終了した指定管理期間に係る当該保証金の返還についても、監査日までに行われていなかった。

財団は、指定管理者として、協定内容に基づく適正な対応を取るべきである。

本市所管局は、早々に返金を行い、かつ、必要な納入確認と対応を取るべきである。

(参考) 区民センター指定管理者協定書(平成30年3月31日締結)

※葺合文化センターの指定管理者協定書にも同様の規定あり

(履行保証)

第9条 乙(指定管理者)はこの協定の締結と同時に、甲(本市)に対し、9,308,160円の保証金を納付するものとする。ただし、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とする保証金相当額の履行保証保険契約を締結し、その証書を甲に提出したときは、この限りではない。

2 甲は、第4条に規定する指定期間終了後、必要な場合には第25条に規定する原状回復終了後に、乙の請求に基づき、前項の定めにより納付された保証金を返還するものとする。(以下<略>)

3 <略>



エ 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの

指定管理者協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は本市の書面による事前承諾を受け、当該契約書の写しその他の資料を本市に提出しなければならないこととされている。

財団は、施設管理運営等の指定管理業務を行い、このうち舞台運営等業務、清掃業務、昇降機保全業務など一部の業務は、それぞれ委託又は請負契約を締結して業者に発注しており、本市に対して一部届け出ている事例もあったが、契約書の写し等の提出は確認できなかった。

また、当該委託又は請負契約に係る事前の本市の承諾がされていないままの事例もあった。

財団は、指定管理者協定書に基づいて適正な事務処理を行うべきである。

また、本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者である財団を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。

オ 仕様以外の方法で業務を行う場合に、事前に市の承認を得るべきもの

仕様書に記載のある作業について、必要がない状況であるとして、本市の承認を得ることなく、当該作業をしていなかった事例があった。

(事例) 神戸文化ホール屋上庭園植栽管理業務

・ 樹木及び芝生の施肥作業	2回	2～6月
・ 樹木の消毒作業	1回	5月

仕様書以外の方法で業務を行う場合は、本市に事前に承認を得るべきである。

#### ④ 財産に関する事務

ア 備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 備品の所有者を明確に区分するべきもの

財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者は、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、財団が指定管理者となっている施設において、財団所有の備品について、本市の物品管理簿（備品管理簿）に記載していた事例があった。

さらに、指定管理施設で作成された備品管理簿を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が明確に区分されていないものがあった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。

財団は、協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。

本市所管局は、適正に備品を管理するよう財団を指導するべきである。

(イ) 物品管理簿を正しく作成し、本市へ報告するべきもの

財団が指定管理者となっている施設の指定管理者協定書においては、備品等の保守管理について、指定期間内に指定管理者が指定管理料により購入した備品は本市の所有となるほか、指定管理者は、指定管理者が管理する、本市の所有に属する備品については、本市物品会計規則及び関係例規に基づいて、施設の運営に支障をきたさないよう管理等を行い、本市が定める物品管理簿（備品管理簿）を備え、備品の購入及び廃棄等の異動や、破損、不具合が発生した時は、速やかに本市に報告しなければならないこととなっている。

しかし、財団は備品管理簿を作成していたが、平成 29 年度に購入した備品を確認したところ、下記のとおり一部記載がないもの、購入及び廃棄等の異動について本市への報告が行われていないものがあった。

その中には、故障し、修理不能となった本市の備品の代替の備品を購入する際、「取替修繕」として修繕費で執行し、指定管理料の修繕費に算入され精算されていた事例もあった。

(事例) 備品購入において本市備品管理簿への記載及び本市への報告がなかったもの

所属	項目	支出額
管理部（神戸文化ホール）	冷蔵庫更新	27,103 円 ※
生田文化会館	体育室用バレーネット	23,328 円
	大ホール用ワイヤレスマイク	75,164 円
北区民センター	電子ピアノ取替修繕	152,280 円
西区民センター	ピアノ用インシュレーター	97,200 円 ※
	卓球台交換修繕	92,000 円

※指定管理費の修繕費で購入し、精算の対象とされていたもの

財団は、本市の備品購入については、修繕ではなく備品購入の手続きとして行うとともに、適正な会計処理、備品管理、必要な報告を行うべきである。

本市所管局は、修繕費の執行及び備品の管理につき必要な確認を行うとともに、備品の購入の際に確実に備品管理簿に記載することにより適正に備品を管理し、備品の異動について定期的に本市へ報告を行うよう、指定管理者を指導するべきである。

⑤ 規程等の徹底

財団は、平成 24 年度より公益財団法人に移行し、会計処理についても公益法人会計基準に基づいた処理を行っているが、今回の監査において規程や会計処理に関する指摘事項があった。

当年度より指定管理者として神戸アートビレッジセンターの管理運営も開始するなど組織の変更もあったことから、規程等の必要な見直しを行ったうえ、文書・会計事務等における相談支援体制を整備して徹底を図るべきである。

#### (4) 意見

##### ① 規程の整備について

###### ア 専決規程の見直しについて

財団の専決規程別表第2には契約の変更に關する専決区分の規定がなく、他にも専務理事不在時の取り扱いや、労働者派遣契約、定例的支出などで専決区分の規定がなく、決裁区分が明確でないまま決裁が行われており、同種の決裁でも決裁区分にばらつきがあった。

専決規程に必要な規定を加えるなど、規定内容の見直しを検討されたい。

###### イ 小口現金取り扱い要領の改正等について

財団では、事務効率化のため、会計規程第22条で小口現金を設けており、小口現金の定額(限度額)、支払対象、事務処理については「小口現金取り扱い要領」で必要な規定を定めて管理しているが、上記規定に合致しない事例があった。

###### (事例)

- ・事業部演奏課 定額 100,000 円(合併前の公益財団法人神戸市演奏協会の額と同額)

(参考) 小口現金取り扱い要領(平成17年4月1日総務部長決定、平成29年4月1日最終改正)

###### 第2 定額前渡制度

- 3 神戸アートビレッジセンター及び区民センターは定額 100,000 円、その他の所属は定額 50,000 円とする。

「小口現金取り扱い要領」については、財団の現体制に対応した改正等により、限度額以外の規定内容も含めて、会計規程に適合した事務になるよう検討されたい。

##### ② 現金の管理について

財団が指定管理者となっている区民センターや葺合文化センターでは、貸館事業、随時講座による収入のほか、コピーサービスの提供、附属設備であるロッカー使用料や自主事業にかかるチケット販売等による収入がある。

収入の額については、次のような事例があった。

###### (事例)

- ・コピーサービスの提供による収入、ロッカー使用料について1か月保管してから金融機関へ入金(当該1か月の収入を翌月初日にまとめて入金)している事例
- ・チケット販売による収入について、前売り販売当初から上演当日の販売にかかるすべての販売総額を1ヶ月以上にわたって現金で保管し、まとめて入金している事例

チケット類については区分したうえで入金しているとのことであるが、結果的にセンター等で保管する現金が多額になる場合もあると考えられる。現金事故とならないよう、センター等における統一的な現金保管期間をマニュアル等で定めたい。可能なものは早々に金融機関に預金することを検討されたい。

③ 指定管理業務に係る修繕等について

ア 修繕費等の精算項目について

財団が指定管理者となっている指定管理施設の指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。

財団は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致しないと考えられる事例が含まれていた。

(主な事例)

施設名	件名	経費
神戸文化ホール	冷蔵庫更新	27,103 円
生田文化会館	敷地内樹木の剪定	367,200 円
西区民センター	ピアノ用インシュレーター	97,200 円

本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえ、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう財団を指導されたい。

イ 修繕工事の請負業者決定について

財団では協定書に基づき指定管理施設の修繕を行っているが、財団の契約規則では 250 万円を超えない工事又は製造の請負契約は随意契約の方法により契約を締結できるとされている。

しかし、平成 29 年度の指定管理施設における契約金額 250 万円を超える修繕工事（別途修繕協定による実施分を含む）については、財団では、いずれも入札による請負業者の決定は行われず、競争見積合わせを実施して、随意契約により請負業者を決定していた。

(事例)

施設名	年度	件名	契約金額
神戸文化ホール	H29	電気設備更新改修	3,844,800 円
神戸アートビレッジセンター	H29	給水ポンプ補修	3,296,160 円

※平成 28 年度には、神戸文化ホールについて同種協定を締結したうえ、屋上防水改修工事（当初契約金額 59,400,000 円、契約変更により 61,128,000 円）他 9 件の 250 万円を超える修繕工事を発注している。

契約規則の規定によると、上記事例においては、理事長が財団の事業運営上必要があると認めるときを除き、随意契約で請負業者を決定することはできないと考えられるが、契約決裁文書には随意契約とした理由等は記載されていなかった。

財団は、随意契約を締結する場合は、契約規則の規定の適用内容を明確にされたい。

本市所管局は、これら修繕工事の実施方法について検討されたい。

## 凡 例

- 1 文中、及び表中で用いる数値は、原則として単位表示の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。



## 財政援助団体等監査結果報告

[ 神戸市民祭協会 ]

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

神戸市民祭協会（以下「協会」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として平成29年度執行の事務

### 2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

### 3 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 団体の概要

### (1) 設立の趣旨

協会は、神戸市民のまつりを実施，市民相互の親和と連帯を高め，神戸の発展をはかることを目的として昭和46年4月に設立され，その目的を達成するため，神戸まつりの実施その他必要な行事等を行っている。

### (2) 本市との関係

#### ① 補助金

協会が実施する事業運営に対して補助金を交付している。平成29年度の交付額は5,350万円である。

### (3) 事業の概要

協会の事務を処理する事務局は，中央区加納町6丁目5番1号（本市市民参画推進局文化交流課内）に置かれている。

神戸まつりの観客数及び参加者数の比較は第1表のとおりである。

第1表 観客数及び参加者数等の比較

項目		平成29年度 (第47回)	平成28年度 (第46回)	対前回 増減	対前回 増減率
ヨットレース（クルサー・ティンキーン）	観客数	1,400人	1,400人	0人	0.0%
神戸港カッターレース	観客数	23,000人	20,000人	3,000人	15.0%
港の行事	観客数	150人	150人	0人	0.0%
各区のまつり	観客数	388,000人	398,000人	△10,000人	△2.5%
おまつりパレード	観客数	646,300人	622,400人	23,900人	3.8%
ステージ行事	観客数	229,600人	225,000人	4,600人	2.0%
マーケッ	観客数	157,000人	147,300人	9,700人	6.6%
市民提案	観客数	35,300人	34,800人	500人	1.4%
おまつりパレード	参加団体数	81団体	74団体	7団体	9.5%
	参加者数	6,669人	5,881人	788人	13.4%
花舞台	参加団体数	23団体	24団体	△1団体	△4.2%
	参加者数	525人	591人	△66人	△11.2%
K O B E 夢太鼓	参加団体数	20団体	20団体	0団体	0.0%
	参加者数	437人	380人	57人	15.0%
東遊園地バラエティステージ	参加団体数	24団体	25団体	△1団体	△4.0%
	参加者数	593人	338人	255人	75.4%
ハーバーランドバラエティステージ	参加団体数	16団体	17団体	△1団体	△5.9%
	参加者数	392人	483人	△91人	△18.8%
ダンスアベニューステージ	参加団体数	20団体	23団体	△3団体	△13.0%
	参加者数	630人	575人	55人	9.6%
市民提案型イベント	参加団体数	3団体	3団体	0団体	0.0%
	参加者数	53人	64人	△11人	△17.2%
サンバストリート	参加団体数	7団体	7団体	0団体	0.0%
	参加者数	950人	950人	0人	0.0%
ハートフルジパング★ダンスナイト	参加団体数	11団体	10団体	1団体	10.0%
	参加者数	345人	330人	15人	4.5%



(4) 収支状況

協会の収支状況は、第2表のとおりである。

会計処理は協会の規程に基づいて行っており、消費税処理は税込処理である。

第2表 比較収支計算書

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成29年度		平成28年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率			
収 入 の 部	(1) 補助金	54,300	57.3	60,300	72.7	△ 6,000	△ 10.0
	① 神戸市補助金	53,500	56.5	59,500	71.8	△ 6,000	△ 10.1
	② 兵庫県補助金	800	0.8	800	1.0	0	0.0
	(2) 協賛金	30,200	31.9	16,071	19.4	14,129	87.9
	(3) 雑収入	4,336	4.6	2,922	3.5	1,413	48.4
(4) 前年度からの繰越金	5,909	6.2	3,609	4.4	2,299	63.7	
	収入合計 (A)	94,746	100.0	82,903	100.0	11,842	14.3
支 出 の 部	(1) 事務費	8,478	8.9	8,153	9.8	324	4.0
	① 事務費	768	0.8	447	0.5	321	71.8
	② 宣伝費	7,584	8.0	7,706	9.3	△ 121	△ 1.6
	③ 会議費	125	0.1	—	—	125	皆増
	(2) 事業費	81,014	85.5	68,841	83.0	12,172	17.7
	① 主催行事費	55,529	58.6	47,303	57.1	8,225	17.4
	② 共通運営費	2,146	2.3	2,147	2.6	0	0.0
	③ 警備運営費	23,338	24.6	19,390	23.4	3,947	20.4
	小計	89,492	94.5	76,994	92.9	12,497	16.2
	(3) 翌年度への繰越金	5,254	5.5	5,909	7.1	△ 655	△ 11.1
	支出合計 (B)	94,746	100.0	82,903	100.0	11,842	14.3
	差引 (A-B)	0	—	0	—	0	—

5 監査の結果

本市からの補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、事業は補助金の交付目的を達成しているものと認められた。また、事務処理もおおむね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後適正な事務処理に努められたい。

協会の収入面では、平成29年度は神戸開港150年記念事業の関係で協賛金が一時的に増加したが、30年度以降は28年度以前の水準に戻ると見込まれる。支出面では、長期的には警備運営費を中心に増加傾向にある一方、収入面は増加しておらず、繰越金が10年間で半額以下に減少している。このような厳しい収支状況のなか、新たな協賛企業を確保していく取り組みを進めるとともに、まつり運営の効率化等により経費削減に努め、収支改善を図られたい。

協会においては、今後とも引き続き、市民相互の親和と連帯を高め、神戸の発展をはかるという設立目的に沿って、市民のまつりとして、イベント参加者だけでなく、観客を含め、市民全体が楽しめる魅力的なまつりとなるよう検討を進められたい。

## (1) 指摘事項

### ① 会計に関する事務

#### ア 補助金にかかる事務を適正に行うべきもの

協会では、神戸まつり各区協賛会に対して、まつりに関連する各区事業の実施のために、「神戸まつり各区協賛会補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。要綱では、各区協賛会は補助事業終了後、実績報告書を提出するものとされている。

平成 29 年度において、一区の協賛会は、実績報告書の提出が遅れ、実績見込額をもとに総会において決算の承認を受けている。

総会の日までには実績報告書の提出を求めるべきである。

## (2) 意見

### ① 支出事務について

協会では口座振込で支出を行っており、振込依頼書に金額及び手数料を記入の上、取引銀行の窓口で手続を行っているが、支出決裁を起案するにあたって手数料の金額誤りによる訂正が数多く見受けられた。

口座振込は現金を取扱わなくても支出できるが、振込にかかる事務も煩雑である。

支払にかかる事務の軽減のため、ネットバンキングを導入するなど、事務の簡素化、効率化のための対策を検討されたい。

### 凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が 1,000% 以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。

平成30年12月19日

## 財政援助団体等監査結果報告

〔神戸市立灘区民ホール指定管理者〕

神戸市監査委員	岸	本	義	一
同	吉	田	基	毅
同	坊	池		正
同	平	木	博	美

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

神戸市立灘区民ホール指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成29年度執行の事務

### 2 監査の期間

平成30年9月7日～平成30年12月19日

### 3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 事業の概要

### (1) 神戸市立灘区民ホール（以下「区民ホール」という。）

区民ホールを含む区民センターは、勤労市民センターとともに本市の基本計画である「1区1区民センター」の整備方針に基づいて、市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資することを目的に設置された施設である。

所在地 神戸市灘区岸地通1丁目1番1号

施設概要 敷地面積 1,280㎡

延床面積 3,051㎡（建物全体6,257㎡のうち本市保健福祉局所有部分を除く）

構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上7階建てのうち、地下1,2階、地上1階、7階の各一部、4～6階（2,3階は本市保健福祉局所有）

内 容 地下1階、2階 駐車場（機械式、自走式）

1階 事務室、会議室2室

4階 機械室

5階 大ホール

6階 音楽室

開館時間 9時～21時（日曜日・休日は9時～17時）

（休館日 毎週月曜日、年末年始（12月28日から1月4日まで））

### 利用料金

・施設の利用料金（単位 金額：円）

名 称	9時 ～12時	13時 ～17時	17時30分 ～21時	9時 ～17時	13時 ～21時	9時 ～21時	時間外利用 1時間につき
大ホール	24,300	32,400	28,400	51,100	54,700	72,400	8,100
会議室①	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800
会議室②	2,100	2,800	2,500	4,400	4,700	6,300	700
音楽室	1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	600

・附属設備の利用料金

特殊照明器具	一式1時間につき	1,200円
特殊音響装置	一式1回につき	2,300円
グランドピアノ	一式1回につき	3,000円

施設開設年月日 平成5年3月14日

### (2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 日本管財・文化律灘共同企業体

代表者 日本管財株式会社

（その他の構成員） 文化律灘合同会社

② 選定理由

指定管理者選定評価委員会において総合的に評価した結果、組織体制の女性の雇用促進について目標を設定した具体的な提案がなされており、地域文化活性化事業について、地域の文化的特性を把握したうえで、それに適確に対応しようとする意識が明確に感じられる提案内容であったことから、施設管理の経験に基づいた、安定した管理運営が期待できるとして選定された。

なお、区民ホールについては、平成28年度の包括外部監査において、勤労市民センター・区民センターの位置づけや講座事業のあり方を見直すべきとの指摘を受けたことにより施設のあり方について検討が必要となるため、指定期間を平成30年度から2年間延長している。

- (3) 指定期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日  
(次期：平成30年4月1日～平成32年3月31日)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、貸館を含む施設の運営、施設の維持管理、自主事業の開催、地域文化活性化事業の開催に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較  
(単位 比率：%)

項 目	平成29年度	平成28年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数	93,559人	90,545人	3,014人	3.3
ホ ー ル	54,206人	53,233人	973人	1.8
会 議 室	15,746人	17,120人	△1,374人	△8.0
音 楽 室	1,712人	1,632人	80人	4.9
1 階 ロ ビ ー	21,895人	18,560人	3,335人	18.0
ホ ー ル 自 主 事 業	66事業	70事業	△4事業	△5.7
鑑 賞	14事業	17事業	△3事業	△17.6
人 材 育 成	14事業	10事業	4事業	40.0
支 援	33事業	34事業	△1事業	△2.9
創 造 連 携	5事業	9事業	△4事業	△44.4
市 民 主 催 講 座	34講座	36講座	△2講座	△5.6
地 域 文 化 活 性 化 事 業 ※	3,282千円	2,099千円	1,183千円	56.4

※ 年度終了後精算しており、指定管理者負担分を記載している。

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第2表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円，比率：%)

	平成29年度		平成28年度		対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	構成 比率	金額	構成 比率		
指定管理料	47,894	100.0	48,405	100.0	△ 511	△ 1.1
（うち修繕費）※1	(2,963)	(6.2)	(2,963)	(6.1)	(0)	(0.0)
（うち老朽備品買替費）※2	(514)	(1.1)	(514)	(1.1)	(0)	(0.0)
（うち地域文化活性化事業費）※3	(1,029)	(2.1)	(1,029)	(2.1)	(0)	(0.0)
利用料金収入	14,917	—	14,529	—	387	2.7

※1 修繕費，施設の補修・小修繕などに係るものであり，年度終了後精算している。

※2 老朽備品買替に係るものであり，年度終了後精算している。

※3 地域文化活性化事業に係る経費であり，年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は，学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され，その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成29年度の総合評価は5段階評価（AAA，AA，A，B，C）のうち，AAA（運営内容が目標や計画・過去実績等を大幅に上回っている）となっており，その所見は「満足度調査で，事業への満足度が約98%と非常に高く，達成状況については，全て達成されている。」，「職員を文化関係学会に所属させたり，文化庁の補助事業に採択されるなど，非常にハイレベルな運営をしている。」となっている。

## 5 監査の結果

区民ホールの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては、今後適正な事務処理に努められるとともに、指定管理者が適正な事務処理を行うよう指導されたい。

指定管理者においては、地域文化活性化事業について、地域の文化的特性に適確に対応した事業を実施できるよう、安定した管理運営を行われたい。

### (1) 指摘事項

#### ① 指定管理者協定書に基づいた事務処理をするべきもの

##### ア 業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる際に本市の事前承諾を受けるべきもの

指定管理者協定書では業務の再委託等を制限しており、指定管理者は、指定管理業務の執行にあたり、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は本市の書面による事前承諾を受け、当該契約書の写しその他の資料を本市に提出しなければならないこととされている。

指定管理者は、その代表者が指定管理業務のうち建物管理業務を担当し、構成員が運営業務を担当しているが、これらのうち舞台運営等業務、清掃業務、昇降機保全業務など一部の業務は、それぞれ委託又は請負契約を締結して業者に発注しており、本市に対して業務再委託先を届け出ていたが、当該委託又は請負契約に係る事前の本市の承諾、及び契約書の写し等の提出は確認できなかった。

本市所管局は、協定書に基づき適正に再委託等の手続きを行うよう指定管理者を指導するとともに、再委託等の内容について確認するべきである。

### (2) 意見

#### ① 指定管理業務に係る修繕等について

##### ア 修繕費等の精算項目について

指定管理者協定書中、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」では、「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能又は機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させること」とされている。

指定管理者は協定書に基づいて指定管理施設の修繕を行い、年度ごとに精算しているが、修繕実績の中に、上記の定義に合致していないと考えられる事例が含まれていた。

(主な事例)

実施日	場所	件名	経費
H30. 3. 27	全域	館内不具合清掃（鳩対策）	164,844 円

本市所管局は、協定内容に基づき指定管理者からの報告内容を確認したうえ、修繕費予算で必要な修繕を可能な限り実施するよう指定管理者を指導されたい。

#### イ 併設施設の修繕費等について

区民ホールにおいては、同じ建物の中に本市保健福祉局が所有する部分（2・3階）があり、指定管理者業務要領では、「清掃（共用部分のみ）、全館共通設備の管理点検、光熱水費、共用部分の修繕・消耗品等」（以下、「経費按分項目」という。）については、指定管理者が建物全体を対象に業務を実施することとされ、所要経費については、占有面積の割合で按分し、指定管理料と別に本市保健福祉局に負担を求めるとされている。

これにより、指定管理業務として行う修繕は、区民ホール及び同じ建物の共用部分が対象と考えられるが、指定管理者業務要領では、修繕費は指定管理料の中で予算額を 4,114,000 円（税込）と定め、年度終了後精算することとされている。

一方、指定管理者協定書においては、平成 29 年度の修繕費は 2,963,840 円となっており、本市所管局の経費負担分に相当する。また、本市保健福祉局は、経費按分項目に係る同局の負担分の修繕業務を指定管理者に委託している（委託料のうち修繕費は 1,150,160 円）。

しかしながら、当該委託業務の仕様書には、経費按分項目に係る業務のほか、同局所管部分（2・3階）の施設及び設備の維持管理業務及び修繕も含まれており、指定管理者協定書の内容と合わせると、指定管理者業務要領における指定管理業務の修繕予算額 4,114,000 円で、本市保健福祉局所管分も含めた修繕を行うこととなることから、指定管理者業務要領における修繕の範囲と異なっている。

本市所管局は、業務要領の作成や協定締結にあたっては、本市保健福祉局と指定管理者との委託内容も把握したうえ、それぞれの経費負担と業務対象区域の区分を明確にされたい。

#### ② 利用料金の取り扱いについて

区民ホールに適用される神戸市立区民センター条例では、指定管理者に区民ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるとしているが、指定管理者が、自主事業として、公募団体と共催で市民講座（参加料徴収あり）を開催するため、利用料金を定めていない自由使用施設である 1 階ロビー北側を会場として占用使用し、当該共催団体から運営費負担金として会議室の利用料金に準拠した金額を徴収していた例があった。

しかしながら、講座開催にあたり、当該共催団体からは、同じ金額が利用料金として記載された会場の利用申込書を提出させていた。

本市所管局は、条例の定め等のない施設の利用に関して、その取り扱いを明確にしたうえ、必要な場合は条例で規定するなど適切な対応を取るとともに、指定管理者が適正な処理を行うよう指導されたい。



## 凡 例

- 1 文中、及び表中で用いる数値は、原則として単位表示の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。

